### 日本司法支援センター 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項							
法人名	日本司法支援センター						
評価対象事業年度	見込評価(中期目標期間実績評価)	第3期中期目標期間(最終年度の実績見込を含む。)					
中侧对象事系中反	中期目標期間	平成26~29年度					

### 2. 評価の実施者に関する事項

日本司法支援センター評価委員会

### 3. 評価の実施に関する事項

平成29年7月4日に開催した日本司法支援センター評価委員会第51回会議において、日本司法支援センター理事長・監事その他担当者からのヒアリングを 実施した。

なお、本中期目標期間中、以下のとおり、日本司法支援センターの各事務所について事務視察を実施した。

- ・平成26年11月19日 日本司法支援センター岐阜地方事務所及び中津川地域事務所
- ・平成27年12月 1日 日本司法支援センター静岡地方事務所沼津支部及び下田地域事務所
- ・平成28年11月29日 日本司法支援センター千葉地方事務所及び牛久地域事務所

4	その他評価	) ~ HH	マーチ	# <del>                                     </del>
/	<i>→</i> (/ ) 4411 = ± 4 <del>1111</del>	// Bard	A HI	<b>光. 书. L</b> 日

特になし。

### 日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評定様式

1. 全体の評定		
評定 (S、A、B、C、D)	B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考:見込評価) ※期間実績評価時に使用
評定に至った理由	項目別評定では、一部の項目にA又はC評定があるものの、重要度「高」大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行かったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」	fわれていること,また,全体の評定を引き下げるべき事象もな ┃

# 2. 支援センター全体に対する評価 支援センター全体の評価 高齢者・障害者等に対する援助の充実(項目1-3)については、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づき、各種取組を着実に推進している。情報セキュリティ対策業務(項目1-10)については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿って必要な規程等を整備した上、職員に対する研修・教育を適切に継続実施している。一般管理費及び事業費の効率化(項目2-15)については、毎年度、効率化減が反映された予算の範囲内での予算執行を着実に達成している。立替金の償還率の向上(項目4-31)については、億還率は外部的・他律的要因がある上、資力が乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在する中で、毎年度、償還率の向上を実現している。支援センターの認知度の向上に向けた取組の充実(項目5-35)については、目的意識を持った広報活動を展開し、中期目標期間を通じて名称認知度50%以上を維持したほか、業務認知度も向上させるなどの成果を上げている。その他の項目についてもおおむね所期の目標を達成していると認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

3. 項目別評価における	主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した課 題、改善事項	職員の採用及び配置等(項目1-4)については、未だ常勤弁護士が未配置の地域が複数存在し、29年度までに常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果等についての検討を遂げる見込みではあるが、その検討結果を踏まえた適正な配置の実現も困難な状況であるため、更に取組を継続する必要がある。 一般管理費及び事業費の効率化(項目2-15)については、ラスパイレスが毎年度非常に低い水準で推移しており、給与体系につき、一般管理費及び事業費の効率化(項目2-15)については、ラスパイレスが毎年度非常に低い水準で推移しており、給与体系につき、一般管理費及び事業費の業務欲の維持・向上の観点からの検討も必要である。また、支援センターが担う業務の重要性等に照らすと、一般管理費及び事業費につき、一律、前年度比3%及び1%を削減する効率化減について、その対象となる経費の範囲を含め、見直しを検討すべきである。事務所の業務実施体制の見直し(項目2-16)については、出張所及で司法過疎地域事務所の存置等について、業務量等の把握・分析等の検討を進めているが、その結果を踏まえた見直しの実現は困難な状況であり、更に取組を継続する必要がある。
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。
4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。

## 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

		中期計画(中期目標)		年度	評価	中期目標	項目別		
			2 6 年度	2 7 年度	28 年度	29 年度	見込 評価	期間実 績評価	調書No.
Ι.	総	合法律支援の充実のための措置に関する事項							
	1	震災法律援助事業による援助の充実	В	В	В		В		1-1
	2	震災法律援助事業以外の手法による援助の充 実	В	В	В		В		1-2
	3	高齢者・障害者等に対する援助の充実 【重要度「高」】	В	В	В		В		1-3
	4	職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置 等 【難易度「高」】	С	С	С		С		1-4
	5	職員(常勤弁護士を含む。)の能力の向上	В	В	В		В		1-5
	6	一般契約弁護士・司法書士の確保	В	В	В		В		1-6
	7	ガバナンスの強化	В	В	В		В		1-7
	8	監査の充実・強化	В	В	В		В		1-8
	9	コンプライアンスの強化	В	В	В		В		1-9
	10	情報セキュリティ対策 【重要度「高」】	В	В	В		В		1-10
	11	効果的な連携方策の策定	В	В	В		В		1-11
	12	連携強化のための体制構築	В	В	В		В		1-12
	13	報酬・費用の立替・算定基準	В	В	В		В		1-13
	14	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	В	В	С		В		1-14
п.	業	務運営の効率化に関する事項							
	15	一般管理費及び事業費の効率化 【重要度「高」】	A	А	В		В		2-15
	16	事務所の業務実施体制の見直し 【難易度「高」】	В	В	С		В		2-16
	17	情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)	В	С	А		В		2-17
	18	む。)	В	В	В		В		2-18
	19		В	В	В		В		2-19
	20	司法過疎対策業務	С	В	В		В		2-20

		中期計画(中期目標)		年度	評価	中期目標	項目別		
			2 6 年度	27 年度	28 年度	29 年度	見込 評価	期間実 績評価	調書No.
Ш.	掼	提供するサービスその他の業務の質の向上に関	する事項	Į					
	21	情報提供業務の質の向上	В	В	В		В		3-21
	22	法教育に資する情報の提供等	А	Α	Α		А		3-22
	23	民事法律扶助業務	В	В	A		В		3-23
	24	迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	В	В	В		В		3-24
	25	裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充 実	В	В	В		В		3-25
	26	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取 組	В	В	В		В		3-26
	27	犯罪被害者支援業務の質の向上	В	В	В		В		3-27
	28	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	В	В	В		В		3-28
IV.	則	<b>1務内容の改善に関する事項</b>							
	29	自己収入の獲得等 【難易度「高」】	В	В	В		В		4-29
	30	効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回 収方法の工夫	В	A	A		А		4-30
	31	償還率の向上 【重要度・難易度「高」】	В	В	В		В		4-31
	32	立替金債権等の管理・回収状況の開示	В	В	В		В		4-32
	33	立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構 築	В	В	В		В		4-33
	34	財務内容の公表	С	В	В		В		4-34
V.	7	一の他業務運営に関する重要事項							
	35	認知度の向上に向けた取組の充実 【重要度「高」】	В	В	В		В		5-35
	36	業務運営の体制維持	В	В	В		В		5-36

1-1 震災法律援助事業による援助の充実										
	<b>E</b> 災法律援助事業による援助の充実									
当該項目の重要度,       関連する政策評価・         難易度       行政事業レビュー										
<ol> <li>主要な経年データ</li> </ol>										
当該年度までの累積値等,必要な情報   当該年度までの累積値等,必要な情報   震災法律相談援助件数   一   51,542件   54,575件   52,995件   (参考指標) 【平成25年度】48,418件										
震災代理援助件数     -     1,802件     2,126件     471件     (参考指標) 【平成25年度】 2,267件										
震災書類作成援助件数   —   9件   43件   31件   (参考指標) 【平成25年度】   13件										
3. 中期目標期間の業務に係る目標,計画,業務実績,中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価										
中期目標 第2・1(2)ア 震災法律援助事業による援助の充実 震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たせているのか分析した上, 更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者につい や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。 中期計画 I・1(2)ア 震災法律援助事業による援助の充実	て,震災代理援助									

助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。 平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果(自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など)等を踏まえ、震災法律援助に

ついて、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。

援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援	センター評価委員会による評価	日本司法支	で援センター評価委員会による記録	
務実績	自己評価			(見込評価)	(業務実績評価)		
務実績報告書掲載頁: 7	評定	В	評定	В	評定		
震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策	評定に至った	_	評定に至った		評定に至っ	 った理由	
援助実績の分析の結果,震災法律相談援助から震災代理援助や震災書類作成援助に結び付く割合の高い原発事故損害賠償請求に関する事業について、抑則目標期間を通じて、「原発弁護団」と職員が参加し、震災代理援助の申込みの際の必要書類や注意事項、審査の方法や援助開始決定後の手続の流れについて個別説明や情報交換を実施した。また、契約弁護士向けの研修会等においても、震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災法律援助の利用促進を図った。なお、利用対象を震災に起因する事業に限定している震災代理援助の実施件数については、28年度に大幅減少したが、これは、震災発生から一定程度の時間が経過したことに伴い、震災に起因する業件が減少傾向にあることによるものと考えられる。	震災事財、財産の場合をは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	登財からのでは、 は助からがでは、 は助からがです。 はいれて、 はいれで、 はいれて、 はいれ、 はいれて、	度助をいの書方士法 等拡て 震に件通わ説類策向律まの充は、「で援実修の巡にり年の地にはりないの書方士法 等拡て で援実修の巡にり年の からにはりまる。	- Consider the consideration of the consideration		フルA:III	

1. 当事務	務及び事業に関	目する基本情報							
1-2		震災法律援助事業以	<b>以外の手法による</b> 技	受助の充実					
当該項目の 難易度	)重要度,						関連する政策 行政事業レビ		
2. 主要な	よ経年データ								
評価対	象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度ま	) での累積値等,必要な情報
ワンストッ	プ相談会開催回数	_	_	643回	612回	643回		(参考指標	
ワンストッ	プ 相談会相談件数	_	_	2, 159件	2,503件	2,362件		(参考指標	
震災法テ	ラスダイヤル件数	_	_	3,743件	1,897件	1,573件		(参考指標	
3. 中期目	目標期間の業務	房に係る目標,計画,	業務実績,中期日	目標期間評価に	係る自己評価及	及び日本司法支	援センター評	価委員会によ	: る評価
中期計画		震災法律援助事業」			一が持つノワノ	↑ワを有効利用	し,農災法律	接助事業以外	▶の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。
7,771112	東日本大震	<b>実災の被災地の地方</b>	公共団体と連携して	て,引き続き,					重の専門家によるサービスを提供するなどし,被災者に対する包括的な支援 養務を通じ,巡回・出張相談等の方法により,適切な被災者支援を実施する。

支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援セ	ンター評価	<b>Б委員会による評価</b>	日本司法	支援センター評価委員会によ
業務実績	自己評価				(見込評信	<b></b>		(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:7	評定		В	評定		В	評定	
	評定に至った理	!由		評定に至った	理由			った理由
(1) 「東日本大震災相談実例Q&A」 ホームページ上に「東日本大震災相談実例Q&A」を継続的に設け、被災者や被災関係者の相談実例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載したり、随時情報の更新を行うなどにより、中期目標期間を通じて、利用者の利便性を向上に取り組んだ。 (2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設け、関係機関との連携の下、随時情報の更新を行うなどにより、中期目標期間を通じて、利用者の利便性の向上に取り組んだ。 (3) 「震災法テラスダイヤル」震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に設置し、中期目標期間を通じて、被災者や被災関係者からの問合せに継続的に対応した。なお、28年4月の熊本地震発生後、速やかに体制整備を行い、同年5月14日以降は、同ダイヤル	評 適種被取め事に扶期を でる でる でる からい	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	護相な者震被等て積極 実施 大震 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	に出にとこと災すもめ な法を に出にとこと災すもめ な法を に出にとこと災すもめ な法を しかり しゅう しゅう しゅう はいか しゅう しゅう しゅう はいか しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう はいか しゅう はいか しゅう はいか	災目, ッるきム A 者者 律域活的なり, 地間上談, かいでの便す 事民た援の期にを接り用いる安中の場合がある。	方を以会被ハ上青生る 業に巡回を充目 自通外や災支に報に包 業に巡回を正目 自通外や災支に報に包 面し・続等を体す、種の特提日載し支 のも限て取成成成時以やす大更取に から相しの達と被専悩性出本 た接 教民戦るを名と 変別門みやす大更取に から相い組す と歌門のです と要して かられい組する とも のいか と のいか と のいか と で のいが と で のいか と で のいが と で のいが と で のいか と で のいが と で のいが と で のいか と で のいが と で のいが と で のいか と で のいか と で のいか と で のいが と で のいか と で のいが と で のいか と で のいが と で のいが と で のいか と で のいが と で のい と で のいが と で のい	評定に至	った理由

1. 当事務及び事業に	<b>見する基本情報</b>
1-3	高齢者・障害者等に対する援助の充実
当該項目の重要度, 難易度	重要度「高」:司法ソーシャルワークは、従前のように利用者からの申込みを 待つのとは異なり、支援センターが関係機関と連携の上、法的問題を抱えた高 齢者・障害者に積極的に働きかけて法的サービスを提供するものであり、その 業務の特質を考慮し、第3期中期計画期間から本格的に実施するものであるこ とから重要度を「高」とした。

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
「司法ソーシャルワー ク」「高齢者・障がい 者支援」をテーマとし た地方協議会の開催回 数	_	_	52回	65回	62回		(参考指標)
連携対象機関の指定相 談場所数	前年度比増加	_	37か所	85か所	152か所		
連携を契機とした巡回相談件数	前年度比増加	_	319件	488件	438件		【参考数値】地域包括支援センター,福祉事務所,社会福祉協議会で実施した巡回相談 件数 ・26年度:78件 ・27年度:136件 ・28年度:193件
連携を契機とした出張 相談件数(※)	前年度比増加	_	_	589件	639件		<ul> <li>※28年度の数値は28年6月1日~29年3月31日の実績値である。</li> <li>【参考数値】出張法律相談総件数</li> <li>・26年度:3,312件</li> <li>・27年度:4,051件</li> <li>・28年度:4,522件</li> </ul>
連携を契機としたセン ター相談・事務所相談 件数(※)	前年度比増加	_	_	673件	2,578件		※28年度の数値は28年6月1日~29年3月31日の実績値である。

### 

実績 延續報告書掲載頁:10 司法ソーシャルワーク事業計画の策定 国社機関・団体との連携を契機とした法律相談援助件数を増加させている地方事務所の取組や成 を基に、26年度に司法ソーシャルワークに関する事業計画を策定し、福祉機関・団体との連携を 歳とした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために27 変から以下の取組を推進した。 担い手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 手となる弁護士・司法書での量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた こ、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	に が で あ じいに が に が で る と に が で る と に が で る と は は れ は れ は れ に に が た た た に れ が れ た た た れ れ れ れ た た た れ れ れ た れ れ ん れ た れ た れ た れ た れ れ れ る と れ れ れ る と れ れ る と れ る と れ れ る と れ れ る と れ る と れ も れ る と る と も と も る と も と も る と も と も る と も る と も る と も る と も る と も る と も る と も る と も る と も る と も る と る と も る と る と も る と も る と も る と る と る と も る と る と も る と も る と も る と る と も る と る と る と る と る と る と る と る と る と る と る と る る る と る と る る る と る と る と る と る と る と る る と る る る と る る と る る と る る と る と る る る と る る る る と る る る る る る る る る る る る る	ルワーク事業計画の策定に 祉機関・団体との連携を通 助件数の実績増を実現して の事例を整理・分析し、特 件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	評定 評定に至った3 まず、初年度 関・団体との連 を増加させてい を踏まえ、司法	一である26年度には、福祉機 携により法律相談援助件数 る地方事務所の事例分析等 ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を契機	評定評定に至	(業務実績評価)
国法ソーシャルワーク事業計画の策定 国社機関・団体との連携を契機とした法律相談援助件数を増加させている地方事務所の取組や成 を基に、26年度に司法ソーシャルワークに関する事業計画を策定し、福祉機関・団体との連携を をとした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために27 度から以下の取組を推進した。 担い手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた こ、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 場係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 也方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 とも方事務所において福祉機関・団体との連携関係を構築を全国を地で企画・実施し とこその実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1、300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	理由 ルワーク事業計画の策定に 祉機関・団体との連携を通 助件数の実績増を実現して の事例を整理・分析し、特 件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	評定に至った3 まず、初年度 関・団体とのは を増まえ、福祉 を策定し、福祉 とした法律相談	理由 である26年度には、福祉機 携により法律相談援助件数 る地方事務所の事例分析等 ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を製機		った理由
監社機関・団体との連携を契機とした法律相談援助件数を増加させている地方事務所の取組や成と基に、26年度に司法ソーシャルワークに関する事業計画を策定し、福祉機関・団体との連携を進とした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために27度から以下の取組を推進した。  担い手となる弁護士・司法書士の確保各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担告となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するため、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方協議会を、毎年度、開催した。そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1、300回以上となった。マニュアルの作成等先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修と、各階層別に実施した。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ルワーク事業計画の策定に 祉機関・団体との連携を通 助件数の実績増を実現して の事例を整理・分析し、特 件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	まず、初年度関・団体とせていまず。 関・増加させている でいまえ、 福祉を発定し、福祉とした法律相談	理由 である26年度には、福祉機 携により法律相談援助件数 る地方事務所の事例分析等 ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を製機	評定に至	った理由
注基に、26年度に司法ソーシャルワークに関する事業計画を策定し、福祉機関・団体との連携を 後とした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために27 度から以下の取組を推進した。 担い手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 たとなる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた て、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 場係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し た。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	は シャ 福援の かてま を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ルワーク事業計画の策定に 祉機関・団体との連携を通 助件数の実績増を実現して の事例を整理・分析し、特 件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	まず、初年度関・団体とせていまず。 関・増加させている でいまえ、 福祉を発定し、福祉とした法律相談	一である26年度には、福祉機 携により法律相談援助件数 る地方事務所の事例分析等 ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を契機	H172(-12	270-12
後とした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために20度から以下の取組を推進した。  Eい手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担手となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するたこ、実務トレーニ・・実務トレーナー研修を実施した。  場係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1、300回以上となった。マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修と、各階層別に実施した。	たて あたて たは はは相 を では に では に で に で に に が に が で ま に が に が に が に が に た に た に た に が に た に が に た に に た に た に た に に に に に に に に に に に に に	祉機関・団体との連携を通助件数の実績増を実現しての事例を整理・分析し、特件数の増加という点で効果組を軸に事業計画を組み立体で効率的に事業を実施す	関・団体との連 を増加させてい を踏まえ、司法 を策定し、福祉 とした法律相談	携により法律相談援助件数 る地方事務所の事例分析等 ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を契機		
度から以下の取組を推進した。 担い手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた こ、実務トレーニ・・実務トレーナー研修を実施した。 関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するペンフレットを一斉発送した上、 を力事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と、その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1、300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	いる性力事務所 いる地力事務所 に法期待で がでた。 また、組織全 るという観点が	の事例を整理・分析し、特件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	を踏まえ、司法を策定し、福祉とした法律相談	ソーシャルワーク事業計画 機関・団体との連携を契機		
世い手となる弁護士・司法書士の確保 各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 局齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 手となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた た、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 場係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するペンフレットを一斉発送した上、 也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	に法律相談援助 が期待できる取 てた。 また、組織全 るという観点が	件数の増加という点で効果 組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	を策定し,福祉 とした法律相談	機関・団体との連携を契機		
各地方事務所において弁護士会・司法書士会と協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会 高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた に、実務トレーニ・実務トレーナー研修を実施した。 関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と、その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	が期待できる取 てた。 また,組織全 るという観点か	組を軸に事業計画を組み立 体で効率的に事業を実施す	とした法律相談			
高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担 となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 とた、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた こ、実務トレーニ・・実務トレーナー研修を実施した。 場係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と、その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	てた。 また,組織全 るという観点か	体で効率的に事業を実施す				
手となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。 また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するた こ、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 也方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	また、組織全るという観点か					
また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するたこ、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。 関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するペンフレットを一斉発送した上、 也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。	るという観点か			た。 , 同計画及び目標に沿い,		
こ、実務トレーニ・実務トレーナー研修を実施した。  関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修	- 厚生労働省の協	ら,例えば,本部において		書士会と連携し, 出張相談		
関係機関との連携の強化 協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するペンフレットを一斉発送した上、 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。		力を得て全国の福祉機関・		整備や、手法共有のための		
協議会等の開催 地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修を、各階層別に実施した。		ットを発送し、これを契機		より、担い手となる弁護		
地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て「司法ソーシャルワーク」をテーマとした 地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地 方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するペンフレットを一斉発送した上、 也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。		所が協議会等を開催するな  方事務所が連動してそれぞ	士・司法書士の	量的・質的確保を進めてい		
地方協議会を、毎年度、開催した。 そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修と、各階層別に実施した。	わの犯事は用た	プ争務所が座動しててれて すというプロセスによって		働省の協力を得るなど、効		
そのほか、27年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修と、各階層別に実施した。	各種の取組を進			つつ、各地方事務所におけ		
5自治体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上, 地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施し と。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。		計画を遂行するためには,	る協議会や業務	説明会の開催,連携関係構		
也方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。マニュアルの作成等 、先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修と、各階層別に実施した。	別木町よ取組の	ノウハウを組織内で十分に		向けマニュアルの作成及び		
こ。その実施回数は年々増加し、28年度は、全国で年間1,300回以上となった。 マニュアルの作成等 先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した 「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。		ることが重要となることか		より、福祉機関・団体等と		
先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 ・、各階層別に実施した。	り、光進的な取	組事例を基に福祉機関・団 ・司法書士会との連携関係	の連携強化を推	進している。 を契機とした法律相談援助		
「連携スキーム構築マニュアル」を作成し、これをテキストとした地方事務所職員に対する研修 と、各階層別に実施した。		の作業工程等を整理した		福祉機関・団体の施設を指		
と、各階層別に実施した。	「連携スキーム	構築マニュアル」を作成し		定する取組を推進し、28年		
	た。てのエじ、	これをテキストとして支援		n所以上を指定するととも		
tally, y decide y y y y y lot to state the party.		対する研修を階層別に実施		とする巡回・出張相談等の		
直携を契機とした法律相談援助の実施		研修カリキュラムも毎年見 ループディスカッションを		して着実に増加させてい		
指定相談場所・巡回相談の拡充		より実践的な内容となるよ	る。	ーシャルワークの事業計画		
連携を契機とした法律相談援助を拡充するため、福祉機関・団体の施設を恒常的な相談場所と	う改訂を重ねた			いては、毎年度、本評価委		
して指定する取組を推進した結果、29年度までに連携対象機関の指定相談場所数は150か所を超		含め、事業計画のプロセス		価を実施している。		
え、中期目標期間の初年度である26年度の約4倍に増加する見込みである。		進めた結果、多くの地方事		設定した目標を実現するた		
また,福祉機関・団体を一時的な相談場所として実施する巡回相談も推進した結果,特に主要 は連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会における実績は中期	135DIM PRAZ	シャルワークをテーマとし		の連携を通じた積極的な取		
は では、	<ul><li>た地刀 励硪云で</li></ul>	中期目標期間中に複数回に	組の実施・継続ることが見込ま	により、中期目標を達成す		
出張相談、センター相談・事務所相談の拡充		るなど、福祉機関・団体職法書士及び支援センター職		れる。 期間においても,司法ソー		
そのほか、出張相談、センター相談・事務所相談の件数については、新たな抽出・集計の仕組	員等の関係者間	による連携を深めつつ、目		始めとする積極的な取組を		
yが整ったのが28年6月であるため,正確な経年比較をするまでには至っていないが,29年度実 またといってもから18日にはなったストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラス		を契機とした法律相談援助		ていくことを期待する。		
責においても前年度比で増加する見込みである。		概ね達成することができた。				
平価委員会の評価		ても同様の取組を継続する				
T 画 委員会の計画 事業計画の進捗状況や目標の達成度合いにつき,毎年度,評価委員会の評価を受けた。	ことから、甲期ある。	目標を達成できる見込みで				
	(V) (W)					

1. 当事務及び事業に	関する基本情報											
1-4	職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等  難易度「高」:常勤弁護士については、各地への配置につき各弁護士会との協  関連する政策評価・											
当該項目の重要度, 難易度	難易度「高」:常 議・了承を経てお 常勤弁護士の受入 した。	り、外部的・他律	的要因の影響を	と受けざるを得	ないところ,	関連する政策 行政事業レビ						
2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7年度	2 8 年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報					
3. 中期目標期間の業績				に係る自己評価	6及び日本司法3	<b>支援センター評</b>	- 価委員会による評価 					
要なるが、までは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	用を支充員士率司士の置士を勤当 関を支充員士率司士の置士を勤当 で記しンに力用でする。 で記しンに力用でする。 で記しンに力用でする。 で記しいに当りでで、 では、有方等っで検支がと生に等護りでいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	合要るにたはきのせでいに的、の対法な公意め、未総与タる検留効規護するにたはきのせていたのが、の対性の能別員法参の制ししに災会を関係、取主裁律考主と、つつ等等とは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	及うセみ基ものる務よ弁常もお連にび。ン,づ適取。でう護勤明け携備制員一民的にに る所が護か機前,ののがの確対意 民要担士に動提支整配多期な広欲 事のうがが機前,を見している所が護か機前,を見している。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でい野之採刑国 助保配た サ要ー では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	配置業で事高に 選要等件 いのできる 選要等件 いのできる 選要等件 いのできる 選要等件 いのの機能 しるのい 大 のののの しるのに しるのに しょう しょう しょう はい	では、 でできますでで、 でできますでで、 でできますでで、 でできますでで、 でできますでで、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でででいる。 ででは、 ででいる。 ででは、 ででいる。 ででは、 でいる。 でい。 でいる。	幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本で図る。 事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。 関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務がの確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年 通切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総一の配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の					

### 中期計画

- I・2(1)ア 職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等
- (ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

その際,支援センターの業務の公共性・多様性に順応して,その業務に意欲的に取り組み,国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から,職員の採用及び配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量(事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。),その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ,事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし,常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

主な評価指標等 職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等に向けた取組状況 支援センターの業務実績・自己評価 日本司法支援センター評価委員会による評価 日本司法支援センター評価委員会による評価 業務実績 自己評価 (見込評価) (業務実績評価) 業務実績報告書掲載頁:12 評定 評定 評定 一般職員について 評定に至った理由 評定に至った理由 評定に至った理由 (1) 採用 一般職員の採用については、新卒扱い 一般職員については、新卒採用対象者の 多肢択一式問題や論文問題,適性検査のほか面接を複数回実施 対象者を拡大するとともに, 多様な職位 拡大等により、中期目標期間を通じて、相 面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、 応の応募者数を確保した上, 多角的な視点 にある職員を面接員とし、十分な人員と 様々な視点から受験者の能力及び適性を判断 時間を設け的確に実施した。また,職員 からの選考により適正な採用を行ってお 有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、前記と同様の試験内容に加え、当該有期契 の配置については,総合法律支援の充実 り、その配置についても、各地の地方事務 約職員の所属する職場の管理者による評価も考慮 に向けた体制整備及びサービスの向上に 所の業務量,業務の標準化及び事務手続き 卒業後5年間(厚生労働省告示では卒業後3年)を新卒採用の対象者とする運用を実施し、 配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続 の合理化、総合法律支援の体制整備及び 26年度及び27年度には、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募 の合理化の観点をも十分に踏まえて再配 サービスの質の向上にも配慮した検討・配 試験及び中途採用試験を実施 置を行った。 置を行っている。 (選考の実施状況) 2 常勤弁護士の採用については、就職説 常勤弁護士の採用については、中期目標 26年度:採用17名(応募381名) 明会やホームページを利用した情報提供 期間を通じて、就職説明会の開催のほか、 27年度:採用26名(応募841名) 等を広く行うなどして応募を促すととも 司法研修所の選択型実務修習やエクスター 28年度:採用24名(応募218名) に、関係機関と連携して常勤弁護士とし ンシップの受入れ等により応募者数の確保 有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を採用するため、 て必要な能力等の有無・程度を総合的に を図り、一定の人員を確保している。ただ 地方事務所長の推薦があった有期契約職員から選考・登用 評価するように努めた。これらの取組に し, 応募者数が減少傾向にあることから, (選考の実施状況) その原因についての検討や常勤弁護士の使 より、応募者数は年々減少したものの、 26年度:採用12名(応募27名) 毎年度、総合法律支援に意欲的で有用な 命と役割に対する理解を深めるなどの効果 27年度:採用14名(応募42名) 人材を一定数採用することができた。常 的な対策に引き続き取り組む必要がある。 28年度:採用8名(応募23名) 勤弁護士は,任期付採用とし,報酬額は また, 常勤弁護士の配置については, 常 (2) 人事配置 実務経験年数において同等の裁判官・検 勤弁護士の業務量の把握・分析等による配 毎年4月期の広範な人事異動の実施に向け、以下の点を検討 事の給与を参考とした。 置人数の妥当性の検証や, 日本弁護士連合 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案 会と連携した配置の必要性の検討等の取組 なお、常勤弁護士の配置の必要性や配 業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置 置人数の妥当性の検証については、事務 を継続している点は評価できるが、未だ常 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置 所ごとの業務量等を把握・分析するとと 勤弁護士が未配置の地域が複数存在し,常 (4月期人事異動の実施状況) 勤弁護士が事件を受任したことで生じた財 もに,必要に応じて幹部らも各地へ赴き, 27年4月期:107名 関係機関との協力も行うなどして取り組 政的効果についても検討途上にあり、検討 28年4月期:102名 んだが、配置については、弁護士会との 結果を踏まえた適正な配置は実現されてい 29年4月期:154名 協議が不可欠であることや、新規採用者 数の伸び悩み等の事情もあり、検証結果 他方, 大規模災害等における機動的な法 2 常勤弁護士について 的サービス提供のための態勢整備について を踏まえた適正な配置の実現には至って (1) 営勤弁護士の採用 は、方策の検討を進め、中期目標期間中に いない。 中期目標期間を通じ、以下の取組により、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応 常勤弁護士の事件受任による財政的な 発生した複数の災害時において、常勤弁護 えることのできる常勤弁護士の確保に取り組んだ。 士を被災者支援に参加させたことは評価で 効果については、28年度までの取組を踏 なお、常勤弁護士は、任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判 きる。 まえて, 引き続き検討する予定である。 官・検事の給与を参考として運用している。 また、コールセンターの職員配置等につ 各地で発生した大規模災害等では,被 各事業年度において、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院、司法試験予備校等の協 災者支援として無料法律相談等を実施し, いては、入電件数等の状況に合わせた適切 力を得て、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等を対象とした説明会の開催や採用案 常勤弁護士も相談員として適切に法的サ なシフト体制等により, 新規雇用人数を抑 内等の配布をするなどして、常勤弁護士の業務内容、意義、魅力等について全国各地で説明 ービスを提供した。 制し、効率的な運用を行っている。 支援センターのホームページや日本弁護士連合会の会員専用サイト、メールマガジン等にも 3 コールセンター職員の人数・配置に関 これらの取組の継続により, 一般職員及 就職情報等を常時掲載し、法曹経験を有する弁護士の確保を図るとともに、司法研修所の選択 し,入電状況や業務量などの状況を踏ま びコールセンター職員の採用・配置等につ 型実務修習企画に参加して司法修習生を受け入れたほか、全国の法科大学院のエクスターンシ え, 新規雇用の見送りや新規雇用人数の いては, 中期目標を達成する見込みである ップ実習生を受け入れて早期に常勤弁護士への関心を高める取組も実施 抑制を行い,曜日や時間帯別の入電状況 など、各種取組は着実に進捗しているもの 採用に当たっては、日本弁護士連合会と協力して面接等を行い、弁護士として必要な実務処 に合わせた適切なシフト体制を敷くなど, の, 常勤弁護士の配置については, いまだ 理能力やコミュニケーション能力のみならず、常勤弁護士としての意欲や資質等を総合的に評 効率的な運営を実施した。 未配置地域が存在し、29年度までに配置の 価し、新規採用を実施 4 以上より,中期目標のうち,常勤弁護 必要性等についての検討結果を踏まえた適 (選考の実施状況) 士に関して, その配置の必要性や配置人 正な配置の実現も困難であり、全体として 26年度:採用37名(法曹経験者3名を含む)(応募172名) 数の妥当性の検証及び常勤弁護士が事件 見た場合、中期目標を達成する見込みに乏 27年度:採用30名(法曹経験者2名を含む) (応募106名) を受任したことで生じた財政的な効果の しいと言わざるを得ず,前記評定とした。 28年度:採用26名(法曹経験者5名を含む) (応募93名) 検証については、29年度中に検証を終え なお, 常勤弁護士の配置について, 配置 (2) 常勤弁護士の配置 る予定であるものの, 同検証に基づく適 に消極的な弁護士会も存するなどの外部 ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証 正な配置の実施の達成は困難であるため, 的・他律的要因による困難性がある中、常 28年度までに、以下のプロセスで常勤弁護士の役割、配置の必要性の検討を進めており、29 C評価とした。 勤弁護士の確保や配置の必要性の検討等に 年度中に検討を終える予定である。 継続的に取り組んでいること自体は評価で

・ 常勤弁護士の役割について検討し、関係機関と連携して解決に至った事例等をとりまとめ

地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施

き, 今後の一層の努力に期待したい。

	必要に応じて幹部らも各地へ赴き,	常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部からヒ
-	アリング	

- ・ 民事法律扶助事件数や、国選弁護事件数、常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討
- ・ 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や 配置人数の妥当性を検証

### イ 配置人数等

	26 年度	27 年度	28 年度
年度末時点の配置 人数	252名	250 名	232 名
前年度末比	6 名増	2名減	18 名減
增員事務所数	15 か所	13 か所	9 か所
減員事務所数	15 か所	15 か所	18 か所
新規配置	1名 (鹿角地域事務所)	1名 (鯵ヶ沢地域事務 所)	-

(3) 常勤弁護士の事件受任により生じる財政的効果について

28年度までに、以下の取組により財政的効果の検討を進めた。

- 事件処理件数に必ずしも直結しない活動の業務量を適切に把握するべく,常勤弁護士が取り 扱う事件の困難性を評価するための報告制度や,常勤弁護士による情報提供等の活動を把握す るための報告制度を導入した上,その後も報告書式を改訂するなどして,その内容を見直し
- 前記の困難性や情報提供等の活動も踏まえた上で、事務所ごとに常勤弁護士の業務量を把握・ 分析
- ・ 事件の平均単価及び費用に係るデータの収集
- ・ 常勤弁護士が情報提供等を行うことによる財政的な効果も含め、事務所ごとの収支を試算 (4) 大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備
- 大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備の方策を検討し、広島土砂災害(26年8月発生)、関東・東北豪雨等災害(27年9月発生)、熊本地震(28年4月発生)の被災者支援として、弁護士会と連携して無料法律相談等を実施し、常勤弁護士も相談員として参加した。
- 3 コールセンター職員の配置等について

職員の人数・配置については、入電件数や業務量などの状況を見ながら、曜日や時間帯別の入電 状況に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用人数の抑制し、効 率的な運営を実施した。

4	スの	H1.	於	耂	丰	却

1. 当事務及び事業に関	引する基本情報		
1-5	職員(常勤弁護士を含む。)の能力の向上		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2	. 主要な経年データ													
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)						
	計画対象となる指標							当該年度までの累積値等、必要な情報						
	人事課主催研修 (人数)	_	_	147人	141人	169人		(参考指標)						
	担当課主催研修 (人数)	_	_	414人	301人	254人		(参考指標)						
	外部派遣研修(人数)	_	_	5人	5人	4人		(参考指標)						
	常勤弁護士業務研修実施回数	_	_	38回	42回	46回		(参考指標)						
	常勤弁護士外部派遣研修派遣先数	_	_	6か所	3か所	2か所		(参考指標)						

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	第2・1(1)イ	職員	(常勤弁護士を	≥含む。) 0	り能力の向上										
	司法ソーシ	ャルワー	ークを始めとす	つる支援セン	ノターの多様な	取組に通	適切に対応す	<b>上るため</b> ,	職員に対し,	採用年次,	経験年数,	担当業務の	別等に応じた	研修を実施し,	その能力の向上を図
	支援センタ	一の中村	亥となって職務	<b>客を行う人</b> 権	オを育成するた	:め,能力	り等の高い者	音に対し,	他機関等への	の研修等派遣	量や人事交流	<b>忙等によって</b>	多様な経験を	積む機会を与え	えるよう努める。

### | 中期計画 | I · 2(1)イ 職員 (常勤弁護士を含む。) の能力の向上

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。

- (ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。
- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。
- (f) 上記(7),(f)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セ	ンター評価す	を 員会による評価	日本司法支	援センター評価委員会による
. 214042 404 11 = 111 11	自己評価			見込評価		. ,	(業務実績評価)
	評定	В	評定		В	評定	
	評定に至った理由		評定に至った	理由	<u> </u>	評定に至っ	た理由
开修制度に関するプロジェクトチームを設置し、27年度において、当センターの研修制度の中核	1 中長期的な人材育成プ	ログラムの構築	中長期的な人	材育成プロ	グラムの構築に		
☆す階層別研修の大幅な改訂につき検討を終え、以下の内容を中核とする研修要綱等を策定した。 従前の研修プログラム(階層別研修及び業務研修)を抜本的に改定し、採用年数や経験年数に	に向け,研修制度に関す		向け,研修制度				
に でいりが ドプログラム (階層別が ドスロース はない) に 以上 し、 採用 中級 代 組織 中級 に に に 体系的 な 階層 別 研 修 (新 階層 別 研 修 ) を 構築 する と と も に 、 地 方 事務 所 の 運営 や 業務 改	チームを設置し、27年度		ムを設置し、27				
<b>峰に必要となる実践的講義等を内容とする業務研修(新業務研修)を新設</b>	研修の大幅な改訂につき 修要綱等として策定した		ログラムを抜本		に研修要綱等を 研修要綱に基づ		
従来の業務研修については、整理・統合を推進	2 一般職員に対する体系		く研修を実施し		则 D 女 I C C C C		
管理職及び指導担当職員向けの「OJTハンドブック」を作成して全地方事務所に配布	ては,28年度から,前記				員の採用年次や		
一般職員に対する体系的な研修の実施等	た研修を実施し、従来の		経験年数に応じ				
が記研修要綱等に基づき、28年度より、以下のとおり、体系的な研修を実施した。	統合を進める一方,事務 ンター長を対象にした司		修制度を実施し		等、体系的な研 を図っている		
階層別研修	ーク等に関する業務研修				経験年数等を考		
D 新規採用者研修	たほか、中長期的な人材	育成のため、管	慮した体系的な				
② ステップアップ研修:採用後3,4年目の職員対象(新階層別研修で新設) ③ 新ブラッシュアップ研修:採用後7年目の職員対象(従前のブラッシュアップ研修を,新階	理職及び指導担当職員向		した専門的研修				
層別研修で対象者及び内容を一新)	ンドブック」を全地方事 O J Tによる効果的かつ		共有を図るブロもに,裁判員裁				
3級昇格者研修:3級昇格者(地方事務所係長又は本部主任クラス)を対象	用職員の育成を図った。	X/1平417/よお  /元1木	弁護士業務支援				
う マネジメント基礎研修: 4級昇格者を対象	3 常勤弁護士の能力・技	量の向上のため,	直しによる研修				
<ul><li>マネジメント応用研修:事務局長経験2年目を対象(新階層別研修で新設)</li><li>②③⑤において、司法ソーシャルワークの講義を実施</li></ul>	本部主催の研修を、赴任		件の指導・助言	等にも取り	組み、能力向上		
業務研修	系的に実施した。既に赴 弁護士には、既存の民事		を図っている。	ンカーの中	核となって職務		
・ 司法ソーシャルワーク,メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセ	#護工には, 既任の氏事 え, 28年度から, より専		を担う人材育成				
ンター長を対象とした業務研修を新たに実施(新業務研修)	得及び能力の向上を図る		弁護士の外部派				
<ul><li>各業務ごとに行っていた従来の業務研修については、その一部を統合して、合同研修として 実施</li></ul>	ッション形式を取り入れ		多様な知見を育	成するため	の措置も講じて		
O J T	たほか,全国9ブロック の研修を実施した。また		いる。	の処结にト	り,中期目標を		
・ 地方事務所において,新規採用職員に対し実施	補助する法律事務所事務		達成することが				
5#L5#1.5#1.5#1.5#	て、事務処理や接遇等に		27,70000	2 <u>0</u> 20440 W	0		
常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組 実践的な研修等の実施	研修も実施した。						
ア 養成中の常勤弁護士に対する研修	裁判員裁判弁護技術研						
① 新任業務研修:新たに採用した常勤弁護士に対し、支援センターの各業務の解説、留意す	護士業務支援室では,個 指導・助言を行ったほか						
べき事項についての講義を行う研修	赴任1年目の常勤弁護士						
② 定期業務研修:刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした,書面起案や ロールプレイングなどの演習を行う研修	ーアップ等を実施して,						
③ 赴任前業務研修:支援センターの法律事務所への赴任にあたり、各業務の解説や業務実施	務能力・技量の向上を図 前記研修については、ア						
に当たって留意すべき事項を再確認する研修	を踏まえて内容を随時見						
イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修 - ② 日本党及事体、労働事件に関し、理難の共和党及び第一(老の台港)に対立選集によって第一	充実した研修の実施に努						
① 民事業務研修:労働事件に関し、現職の裁判官及び第一人者の弁護士を外部講師として迎 え、事例検討を行う研修	4 中核を担う人材の育成						
② パーソナリティ障害対応研修:心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者等へ	期目標期間を通じ,国, 祉機関・団体等に一般職						
の対応について、精神科医・臨床心理士の講義のほか、模擬法律相談のロールプレイによる	士を派遣する外部派遣研						
実践的な研修	5 これらの職員の能力の	向上を図る取組					
③ 実務トレーニー・実務トレーナー研修:司法ソーシャルワークの取組みの経験・実績を有する常勤弁護士の下で、取組みに意欲がある常勤弁護士がそのノウハウを習得することを目	については、29年度にお						
的とした実地研修	施する予定であり,中期 る見込みである。	日標は達成でき					
④ 赴任4年目業務研修:法テラス法律事務所に赴任し、3年間の任期を終了した常勤弁護士	'a 7日心か ( の)'a)。						
に対し、これまでの経験を活かしながら、より専門的な知識の習得及び能力の向上を図ることはよりは、これまでの経験を活かしながら、より専門的な知識の習得及び能力の向上を図ることは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに							
とを目的とした研修 ⑤ 専門研修:中核の常勤弁護士に対し,これまでの経験を生かした専門分野について,地域							
の実情に応じた取り組みを紹介・体験するとともに、意見交換を行うことで相互の知識・経							
の美術に応じた取り組みを紹介・ 体験 するとともに、 息見交換を行うことで相互の知識・経験を向上させることを目的とした研修			I			1	

1	i i	i i
ウ 裁判員裁判事例研究研修:常勤弁護士が実際に取扱った裁判員裁判事件を基に、主張の在り方等を議論する研修 ② 裁判員裁判専門研修:裁判員裁判事件を多く取扱う常勤弁護士を対象とし、少人数で行う専門的な研修 エ その他の研修等 ① ブロック別研修:全国を9つのブロックに分けて、常勤弁護士が自主的に企画・実施する研修 ② 全国経験交流会:全国各地に赴任中の常勤弁護士が相互に活動を報告し経験の交流を図るもの (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用 ア 前記ア〜ウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に基づく研修内容等の随時見直し イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している具体個別の裁判員裁判事件を含む刑事事件に関する指導・助言 ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している具体個別の民事・家事・労働事件等に関する指導・助言 エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が具体個別の事件で起案した書面の添削・講評 オ 常勤弁護士業務支援室による、基任1年目の常勤弁護士に対するフォローアップ(電話かけプログラム)を実施  4 中核を担う人材の育成支援センターの中核となって職務を行う人材育成を図るため、中期目標期間を通じて、以下の外部派遣研修を実施した。 (1) 一般職員の外部派遣研修		
プログプム)を天旭		
支援センターの中核となって職務を行う人材育成を図るため、中期目標期間を通じて、以下の外		
(1) 一般職員の外部派遣研修		
法務省研修     (2) 常勤弁護士の外部派遣研修     · 法務省(大臣官房司法法制部,矯正局,保護局)     · 厚生労働省(社会・接護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)		
・ 静岡県伊豆市・函南町・伊豆の国市(各総務課) ・ 社会福祉法人南高愛隣会(長崎県) ・ 社会福祉法人グロー(滋賀県)		

口个可点	<b>太又版ピンプ</b>	一中朔日保朔	时計1111 块日办6	十化砂苷(1.	秘口本件义	、仮の元夫の。	/こびノリナ日 恒	に因りる事	₱ <b>-</b> 模/ 作术 <b>工</b> (
1. 当事	務及び事業に関	, = = :							
1-6		一般契約弁護士・	司法書士の確保						
当該項目 難易度	の重要度,						関連する政策 行政事業レビ		行政事業レビューシート番号:0004
0 主画	わ奴左ゴーカ								
	な経年データ	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情幸	報)
評価対	対象となる指標		3 1 12	- 1 0	- 1 1 2	1 🕰	- 1 / 2		までの累積値等,必要な情報
	去律扶助契約弁 ・司法書士数	前年度以上	_	27,073人	28, 161人	29,078人			
約弁護		前年度以上	_	4, 122人	4,449人	4,709人			
	護人契約弁護士数 添人契約弁護士数	前年度以上	_	25, 218人	26,370人	27,667人			
	你八笑朳井喪士奴	前年度以上	_	12,512人	13,409人	14,272人			
中期計画	i I • 2(2) —	般契約弁護士・司刹	去書士の確保						弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。
									手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司・司法書士の人数を前年度以上にする。

援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セ	マンター評価	委員会による評価	日本司法支	で援センター <b>評</b> 価委員会による記
務実績	自己評価			(見込評価	)		(業務実績評価)
務実績報告書掲載頁:20	評定	В	評定		В	評定	
扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保	評定に至った理由		評定に至った	理由		評定に至っ	 った理由
中期目標期間を通じて、毎年2月に、民事法律扶助制度についての講習会を日本弁護士連合会と	全ての地方事務所に	おいて、弁護士会、	中期目標期間	き通じて,	本部及び地方事		
性で実施し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及び利用	司法書士会などの関係				連合会,弁護士		
D促進を図った。 - また,地方事務所において弁護士会,司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を実施し,未開催	明会や協議会・意見交				,説明会や協議		
はた、地方事務所においても、制度改定の都度説明資料を配布するなど、扶助契約弁護士・司法書士の	明資料を配布をしたり 契約弁護士・司法書士				ンターの業務内  契約弁護士・司		
保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。	扶助契約弁護士, 扶助				:護士, 国選付添		
その結果、中期目標期間中、28年度まで、毎年度、扶助契約弁護士・司法書士数の増加を達成し	弁護人契約弁護士,国				·参加弁護士契約		
こおり,29年度も増加を達成できる見込みである。	国選被害者参加弁護士		弁護士のいずれ	についても	, 毎年度, 前年		
国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保	数が毎年前年度以上と		度を上回る契約				
中期目標期間を通じて、全ての地方事務所において、国選弁護関連業務周知のための説明会や協	29年度においても前 施する予定であり、中	記の取組を着実に実	これらの取組  達成することが		り、中期目標を		
後会を開催(弁護士会との共催を含む。)し、国選弁護関連業務周知のための説明資料を配布する	肥りるアルであり、中 見込みである。	朔日倧を達成 (さる	達成り ることが	兄込まれる	0		
よどの業務周知に取り組んだ。	)U.Z.*/* C U.J U 0						
これらの取組の結果、国選弁護人契約弁護士の契約者数及び国選付添人契約弁護士の契約者数と 5に28年度まで、毎年度、各契約者数の増加を達成しており、29年度も増加を達成できる見込みで							
0に28年度よど,毎年度,谷央約有数の増加を運成してわり,29年度も増加を運成できる兄込みで 5る。							
νω <sub>0</sub>							
被害者参加弁護士契約弁護士の確保							
- 本部においては,被害者参加人のための国選弁護制度を全国的に均質なものとするため,中期目 標期間を通じて,日本弁護士連合会との定期的な協議を継続し,被害者参加人のための国選弁護制							
景別間を通して、日本弁護工連合芸との定朔的な協議を継続し、攸苦有参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を実施した。							
各地方事務所においては、以下の方法等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センター							
と一般契約弁護士との間の契約内容についての理解を広める取組を実施した。							
・ 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加							
・ 地方事務所主催の説明会,協議会等の実施 ・ 地方事務所・弁護士会共催による説明会,協議会等の開催							
その他にも、弁護士会執行部、弁護士会内の犯罪被害者支援委員会との意見交換や説明資料の配							
布を行う等した結果,被害者参加弁護士契約弁護士は,28年度まで,毎年度,増加を達成し,29年							
度も増加を達成できる見込みである。							
また、被害者から要望されることの多い女性弁護士の確保にも取り組んだ結果、28年度において							
は1,024名となり,25年度の790名から234名増加していることに加え,全ての地方事務所で女性の B約弁護士を複数名確保し,指名通知できる体制を整備した。							
が一度上で後数有框体し、14有地別できる仲間で並加した。							
			1				

1. 当事務及	及び事業に関	する基本情報							
1-7		ガバナンスの強化							
当該項目の重 難易度	重要度,						関連する政策 行政事業レビ		
2. 主要な約	<b>発年データ</b>								
	となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報 当該年度ま	情報) ままでの累積値等,必要な情報
a latte mil	₩ He DD = N/4.74	ぶに係る目標,計画,	W. 75 1 - 100					ra PAL	or Tr be
59 E	・支援センタ 受解 大援 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 東 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子	務所等においては, は, 個別の法律事務 に応えるよう努める	利用者に全国的い 多について独立して	こ均質な法的サ	ービスを提供で	すべく, 本部か	決定した業務	に関する方針	本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に 方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。 生質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、
	本部におい 地方事務所 常勤弁護士	たおいては,全国的	的に均質なサービス 多について独立して	スを提供すべく	,本部が決定し	した業務運営力	「針を迅速かつI	的確に実施っ	み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。 施できる体制の構築に努める。 していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組

援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セ	ンター評価	委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会による
·····································	自己評価			(見込評価	)		(業務実績評価)
務実績報告書掲載頁:23	評定	В	評定		В	評定	
本部における業務運営方針の決定体制等	評定に至った理由		評定に至った	理由		評定に至	 った理由
本部における楽舫連宮方町の灰圧体制等 (1) 執行部会の開催 理事長の招集により執行部会(出席者:理事長、理事、監事、局部長、関係課室長)を原則として月2回開催し、決定事項等を議事要旨にとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達する体制を維持した。 (2) 全国地方事務所長会議等の開催 全国地方事務所長会議等を毎年度1回開催 イ 全国地方事務所長会議等を毎年度1回開催 ・ ブロック別協議会を全国8つのブロックで毎年度各1回開催 地方事務所においても執行部会議(出席者:所長、副所長、事務局長等)を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいて、迅速かつ的確な業務運営を検討・実施することで、地方事務所の実情に即した年制の推議を図った。 常勤弁護士において支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、中期目標期間を通じて、以下の取組を実施した。 【取租例】 ・ 本部主権研修において新規採用した常勤弁護士を対象に中期目標等に関する講義を実施・常勤弁護士による地方事務所別辞配会の出席 ・ 地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会、勉強会等の開催	評定に 主主 主主 主主 主主 主主 主主 主主 主主 主主 主	21に職摘課充 会と夕に月つを共ののお義部じの 取開定に頃に・ 等かの地保確のや解め催行、職 のっ実方しななどの他任何、	期執行体国を有 通決つ タてる務な行本目行部制事開、地じ定適常一、中所意っ部標部会を務所し議事、たに弁業層計算をの支長、に務執業実護務の画部換る、上に発養の画部換るで、大に介護の一、大に介養をして、大いの理等人の一、大いの理等人の一、大いの理等人の一、大いの理等人の一、大いので、大いので、大いので、大いので、大いので、大いので、大いので、大いので	組じと事知等事りお会針き業共を関の実 の 選理毎をを かられい 議をる務性求す出施 と 管理毎をを かられい 議をる務性求す出施 継等 男子 図主のい ,月にをい務た義執取 に よいない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職る催課る中開認とて運めの行組 り, 伝も数認 標, い支針修, の続 期間が速っては労・実部を継 中、公主の職 期本迅る接にに地定し 胃部を 中、会共 間部速。とつお方期で 標 かった りょう かった はいまし 目 はい しょう はい かいじょう はい		つだ理田

3. 中期目標期間の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
	監査の充実・強化	
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
計画対象となる指示							当該年度までの累積値等、必要な情報
監事監査実施地方事 務所数		_	6地方事務所 (各1回)	5地方事務所 (各1回)	6 地方事務所 (各1回)		(参考指標)
内部監査実施事務所 数	_	_	51事務所 (各1回)	41事務所 (各1回)	34事務所 (各1回)		(参考指標)
情報セキュリティ監 査実施地方事務所数		_	6 地方事務所 (各 1 回)	6 地方事務所 (各 1 回)	25地方事務所 (各1回)		(参考指標)
会計監査人との情報 共有の回数	_		2 回	3回	3回		(参考指標)

# 中期目標 第2・3(2) 監査の充実・強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制

| 国費の支出を含む業務連営の適正を確保するため,支援センターの業務及び会計について,監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに,業務執行部門から独立した内部監査体制 |に基づく厳正な内部監査を充実させる。

### 中期計画 I・3(2) 監査の充実・強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査 及び内部監査との連携を図る。

<b>支援センターの業務実績・自己評価</b>				日本司法支援す	センター評価	委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会による
<b>業務実績</b>	自己評価				(見込評価	fi)		(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:23	評定		В	評定		В	評定	
1 業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化	評定に至った	理由		評定に至った	理由	ь		った理由
各実地監査については、組織運営規程上、本部から独立した監査室の専任職員が必ず参画して中	****		中心的役割を担			を から と	F17C: 3	,
心的役割を担うとともに、すべての内部監査報告について、監査室長を経て理事長に報告すること	うとともに,す	べての内部	監査報告が監査	担わせ、監査網	吉果について	ても理事長に報告		
とし、業務執行部門から独立した内部監査体制を確保している。			報告されている			か独立した内部監		
監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携	ことから,業務 監査体制は確保			査体制を整備・		<sup>いる。</sup> Fの業務執行状況		
(1) 監事監査			重点監査項目の			トる一方,28年度		
監事監査は、中期目標期間を通じ、毎年度、大規模事務所2か所と監査未実施事務所のうち、	選定について,	業務部門(」	民事法律扶助)	からはチェック	リスト方式	弋を採用するな		
取扱事件数等を考慮しながら4か所を選定し、合計6か所程度を往査する方針として監事定期監査計画を策定の上、実施している。	だけでなく総務					>, 定期検査計画		
地方事務所往杳では、28年度から効率化のため、チェックリスト方式を採用し、地方事務所の			な組織運営状況 費の支出を含む	に沿って着実に		いる。 こついては、会計		
負担軽減を図る工夫を行い、この取組みは、29年度も継続して行うこととした。	業務運営の適正					指導・助言内容		
また事務局長に加え、所長へのヒアリングも必ず実施し、地方事務所の業務執行状況全体に関	きている。	- 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10				ン、業務改善につ		
する確認を徹底している。 (2) 会計監査人による監査			監査におけるチ	なげている。	alde to a	11 - PT		
会計監査人は、独立の立場から、支援センターの財務諸表等に対する意見等を表明することを			青報セキュリテ 取組みを行った			<ul><li>ユリティ監査につくの重要性を考慮</li></ul>		
目的として、本部及び各地方事務所への往査等により監査を実施した。支援センターは、平素か	こともあり、監					ルや、両監査を同		
ら会計処理を適切に行うため、会計監査人の指導・助言を受け、結果を理事長に報告したほか、	ができた。		AIDEM OCC			軍用改善を図りつ		
全国の地方事務所へ通知するなどして、組織的な共有を図った。 (3) 内部監査・情報セキュリティ監査			報共有は,各年	つ,着実に実施				
内部監査・情報とイユリティ監査 内部監査は、27年度まで全地方事務所等を2年に1回は往査するものとして計画を策定してい			会計監査人監査			青報共有や、会計		
たが、28年度から地方事務所は3年に1回、地域事務所は4年に1回往査することに変更し、そ			内部監査の際に できているため,			と内部監査等の監 連携強化にも取		
の分、情報システム監査を実施するとともに情報セキュリティ監査を充実させた。			監査人による監	り組んでおり、				
情報システム監査は、基幹システム(業務管理システム)の統合・再構築作業が進められているところ、システムのライフサイクルに合わせた点検の重要性は大きく、28年度の監査結果を参		E) の連携も	権実に定着して	り, 中期目標を	を達成するこ	ことが見込まれ		
るところ、システムのフィフリイクルに合わせた点候の重要性は入さく、28年度の監査結果を多 考とし、29年度においても実施予定である。	いる。	e or TE on Je only	d. 1-7 = 1 1 2	る。				
28年度は、情報セキュリティ監査を内部監査と同機会に実施したことから、26年度及び27年度	29年度も同様 中期目標は達成		売することから, なである					
よりも多くの地方事務所等において情報セキュリティ関連規程の遵守状況を確認できたことから	1 7 日 保 建 原		7 (W) J <sub>0</sub>					
この取組は29年度も継続し、情報セキュリティ関連規程を遵守する重要性についての認識向上に近男士ススタでよる。								
活用する予定である。 (4) 各監査の連携								
内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映								
させることなどにより、監事監査及び内部監査の際に点検することとしている。								
また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等								
の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図っている。								
	I			1			1	

1. 当事務		する基本情報							
1-9		コンプライアンス(	の強化						
当該項目の 難易度	)重要度,						関連する政策 行政事業レビ		
9 十两九	・経年データ								
	象となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度ま	での累積値等,必要な情報
			ı	l	-I		l	l	
中期目標	第2・3(3) 支援センタ		の強化 当たって法令や諸対						を防止するための具体的措置を検討・実施する。
中期計画	上記(2)(※を実施するな	ンプライアンスの( () の監査結果等を () といて、法令・規 () といて、法令・規 () 会計監査人によっ	踏まえ,規程の整備 呈等の周知を徹底し	<sub>ン</sub> ,コンプライ			な措置につい	<b>で検討・実施</b>	するとともに,職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修

東京	主な評価指標等 コンプライアンスの強化に向けた取組状況									
業務実織報告書掲載頁:23 1 内部総制強化のための検討会での検討に基づき、業務方法書を変更(27年3月19日認可)し、役前のカバナンス推進委員会を内部総制推進委員会に組織再編し、同委員会の下に設置した下記でかり入る推進委員会と内部総制推進委員会に組織再編し、同委員会の下に設置した下記でかり入る推進委員会において、内部総制推進委員会に組織再編し、同委員会においての財産を実施を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を					日本司法支援セ	ンター評価す	委員会による評価	日本司法支	で援センター評価	委員会による評価
1 内部総制強化のための検討会での検討に基づき、業務方法書を変更(27年3月19日認可)し、 (金額のガッナンス推進委員会と内部総制推進委員会と内部総制推進委員会と内部総制推進委員会において、内部総制強化との大きの人工を対した。)   2 内部総制推進委員会と内部総制推進委員会とおいて、内部総制を関したするための以下の取組を実施した。   2 内部総制推進委員会と   2 大きな実施・全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点権を実施・各種鑑査結果を踏まえ、全国の地方事務所及が法律事務所等の業務・組織の調査及び点権を実施・各種鑑査結果を踏まえ、全国の地方事務所及が法律事務所等の業務・組織の調査及び点権を実施・各種鑑査結果を踏まえ、全国の地方事務所及が法律事務所等の業務・組織の調査及び点権を実施・人工の人工を関する規程類の整備・フィフライアンスの推進について、事務管理システム再構築の検討・よっな手が、事務を当まな表務・組織の調査及び点権と対した。また、コンプライアンスの推進について、また、アンプライアンスの推進について、また、アンプライアンスの推進について、また、アンプライアンスの推進に対する理解度チェックの実施、さら、強化週間等の設定や集合研修を対した。また、コンプライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進により、ファライアンスの推進(コープライアンスの推進)に対した関上はするコンプライアンスの推進している。 「会議員の課金を発達と、「様々な事により、ファライアンスの推進している。」をお表したといしている。「会議者の事を発えと、様々な事により、力により、対した観し、オース・大きなの組を推進している。「研修の強化をフォローアン学を含め、これらきの細いな単位により、中期目標を達成できる見込みである。 「29年度においても同様の取組を継続により、中期目標を達成することが見込まれる。これらきの細いな田の雑様により、中期目標を達成することが見込まれる。これらきの細いな田の雑様により、中期目標を達成することが見込まれる。ことがら、中期目標を達成することが見込まれる。これのより組織の調査を表した。「対しな機能を関する関係を関する関係を関する関係を対している。「対しな機能を表している。研修の強により、中期目標を達成することが見込まれる。ことがら、中期目標を達成することが見込まれる。ことがら、中期目標を達成することが見込まれる。ことが、の機能と表し、対しな関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関係している。「本の上では対しな機能を表している。」とは、対しな関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関する関係を関係と対しな関係を関する関係を関する関係を関する関係を関係している。「本の上では対しな関係を関する関係を関する関係を関する関係を関係している。「本の上では対しな関係を関する関係を関係している。」とは、対しな関係を関するとして、その上では、対しな関係を関するとして、その上では、対しな関係を関するとして、表に表情を対しているとして、対しな関係を関するとして、その上では、対しな関係を関するとして、その上では、対しな関係を関するとして、対しな関係を関するとして、表に表情を関するとして、これを関係を関するとしているとして、表に表情を対しまれるとなどもに、大はを対しなどもに、大はを対しなどもに、なる、対しなどのは、表情を対しなどのは、表情を表情を対しなどのは、表情を表に表情を表情を表情を表情を表情を関するとなどのは、表情を表情を表情を表するとなどのよりに対しなどのは、表情を表するとなどのは、表情を表情を表情を表情を表するとなるとなどのは、表情を表情を表するとなどのよりなどのは、表情を表情を表する。  「なるなどのは、表情を表する、表情を表する、表情を表情を表する。 「本の性を表情を表情を表する、表情を表情を表する。」となる、表情を表する。  「なるなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな	業務実績					(見込評価	)		(業務実績評	価)
(1) 内部統制強化のための検討会での検討に基づき、業務方法書を変更(27年3月19日認可)し、 従前のガバナンス推進委員会を内部統制推進委員会に組織再編し、同委員会の下に設置した下記 の小委員会において内部統制の強化(27年度から実施)を図ることとした。 の小委員会において内部統制の強化(27年度から実施)を図ることとした。 施した。 ア 業務管理小委員会 ・ 各種監査結果と踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を実施 ・ 内部統制と強化しまり、業務改善を実施 ・ 内部統制を強化しまり、大力学価を行い、業務改善を実施 ・ 内部統制に関する規程類の整備 イ コンプライアンスの推進 イ コンプライアンスの推進				В			В			
	業務実績 業務実績報告書掲載頁:23 1 内部統制強化のための敗組 (1) 内部統制強化のための検討会での検討に基づき、業務方法書を変更(27年3月19日認可)し、 従前のガバナンス推進委員会を内部統制推進委員会に組織再編し、同委員会の下に設置した下記 の小委員会において内部統制の強化(27年度から実施)を図ることとした。 (2) 内部統制推進委員会に設置した小委員会において、内部統制を強化するための以下の取組を実施した。 ア 業務管理小委員会 ・ 各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を実施 ・ 調査及び点検結果から網羅的なリスク評価を行い、業務改善を実施 ・ 内部統制に関する規程類の整備 イ コンプライアンス小委員会 ・ 2のとおりコンプライアンスの推進 ウ ICT小委員会 ・ 業務管理システム再構築の検討 ・ 個人情報保護に関する規程類の点検 ・ 情報セキュリティに関する規程類の点検 ・ 情報セキュリティに関する規程類の点検 2 職員に対するコンプライアンスの推進 (1) コンプライアンスの推進 (1) コンプライアンスに関する事例検討会の実施 (2) ガバナンスレポートの発刊 (3) コンプライアンス強化週間等の設定 (4) コンプライアンス強化週間等の設定 (4) コンプライアンス・に対する理解度チェックの実施 (5) 職員階層別研修及び業務研修(集合研修)において、コンプライアンスに関する講義の時間を	ア定 至ン織来所網の場所網の大海県所網の場所のたり、 で 至ン織果所網の は で さ 一	推議という。 (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	部続計算を表表して、   一部におり事務では、   一部におり事務では、   一部におり事務でを整ってををでした。   一位種見た。   一位を整ってアの修様をでする。   一位を表示する。   一次ののでは、   一次のでは、   一次	評定 評定 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	(見込) 理、子再会制務え規で対委テレフいれる置備、進としし委・整野工業類の、日本のでは、	) B 委と内部統下化 長員もに部では点ン検アは類では点ン検ア情類では点ン検ア情類であっているのでは、事子個人にでいるが表する。 がでは、シーでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、から	評定	(業務実績評	

1. 当事務及び事業	7 関ナス甘木棲却						
1-10	情報セキュリティ	7.社签					
当該項目の重要度, 難易度	重要度「高」: 3 て機密性が高いた ている昨今の状況	1 N R 支援センターが取 青報が多いところ, 兄にも鑑み, 情報 要度「高」とした。	公的サイトへ セキュリティ対:	のサイバー攻撃	と事案が多発し	関連する政第 行政事業レビ	食評価・ ジュー
2. 主要な経年デー	タ						
評価対象となる指	李出日福	基準値	2 6 年度	2 7年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
	<b>ルマケ) - /ご マ ロ 上</b> 席 ニ ニ ニ	工 光水中体 中	和日本地思莎/定	)っぱっ占っまり		上版し、と	
中期目標 第2・3			明日磦期间評価	に係る目己評値	山及び日本司法と	文 抜 セン ダ 一 計	7価委員会による評価
	Creation 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	情報セキュリティギンターの業務の特性》		報セキュリティ:	対策の実施状況	<b>记に応じて,政</b> 府	<b>寄のIT総合</b> 剿	略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

主な評価指標等 情報セキュリティ対策に向けた取組状況 支援センターの業務実績・自己評価				口木司法士授品	ンカー部年	委員会による評価	口木司冲	支援センター評価委員会による評価
ALC PROPERTY OF THE PROPERTY O	自己評価						日本可法	
業務実績 業務実績報告書掲載頁:23	評定		D	評定	(見込評価		評定	(業務実績評価)
民務夫領報宣耆拘載貝:23   情報セキュリティ関連規程の改定		till i	В		CHI ch	В		 うた理由
27年度に、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ	評定に至った		リニ・対策のも	評定に至った		リニ・対策のも	辞化に主	のた理由
お策について検討し、情報セキュリティ対策基準及び関連規定について改定を行うとともに、別途 必要な規定については新規に策定した。 具体的には、「政所機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年度版)」に基づいて検討を行い、これまで規定されていなかった情報セキュリティ委員会の設置、情報セキュリティに係る対策推進計画の策定、自己点検の実施等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行い、情報システム取扱要領、外部委託取扱要領、ライフサイクル基準等を新規に策定した。29年度は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成28年度版)」の改定を受け、情報セキュリティ対策基準及び関連規定について改定を実施する予定である。2 情報セキュリティ教験を推進するための体制を整備した。同委員会では、情報セキュリティ対策を計画的に推進している。3 情報セキュリティ対策を計画的に推進している。3 情報セキュリティ対策を計画的に推進している。3 情報セキュリティ対策を当画的に推進している。(2 標的型攻撃メール訓練28年12月に本部各課室及び地方事務所に対して標的型攻撃メールの訓練を行った。また、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどして、注意喚起を徹底した。同訓練は、29年度以降も継続して実施する予定である。(3 教育自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめている。		」を踏まえた 改定・新設 的に情報セ 29年度におい とから、中	と教育を実施す キュリティ対策 いても前記の取	めティなを改準 2000年 200	」置の報たた,セに検,の画にに,策セ,対情キ対,高業的よ沿情定キ9応報ユす標度務にりい報,ユ年もセリる的のに推りい報,ユ年もセリるののに推りでは、	キュニュー キュー 大き は かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
1-11	効果的な連携方策の策定	
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報)
	計画対象となる目標							当該年度までの累積値等、必要な情報
	地方協議会開催回数	_		99回	97回	87回		(参考指標)
	複数回の地方協議会を 開催した地方事務所数	28地方事務所以上	_	29地方事務所	31地方事務所	33地方事務所		
	関係機関等との意見交 換会等開催回数	前年度比増加	_	2,753回	2,754回	3,038回		

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第2・4(1) 効果的な連携方策の策定

支援センター本部又は地方事務所は,支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会,地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については,支援センターの業務内容 を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。

会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。

### 中期計画 I・4(1) 効果的な連携方策の策定

本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。

な評価指標等 効果的な連携方策の策定に向けた取組状況 効果的な連携方策の					s de desplante	48 A 12 L 2 27 77	n +======	上級1.、2 種屋毛目人に1977
援センターの業務実績・自己評価	<b>点 刁 苯 /</b>					委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会による評
務実績	自己評価	T .	D.		(見込評価		-T-	(業務実績評価)
務実績報告書掲載頁:28 本部における関係機関連絡協議会の開催について	評定	7 <sup>111</sup> .L.	В	評定	-m -L	В	評定	2 TH 4.
本部においては、中期目標期間を通じて、毎年度、関係機関連絡協議会を開催し、関係機関・団	評定に至った		마녹상나라왕소소	評定に至った			評定に至	った埋田
体との連携強化に努めた。	開催し、また、		関連絡協議会を 「おいてけ 司			本部において関		
ルトマなごといよフルトは巻人だる甲型シェーンで	法ソーシャルワ			の連携強化に努		, MMM		
地方事務所における地方協議会等の開催について 地方事務所における地方協議会等の開催に当たっては、年度計画において当該年度に複数回の地	祉機関を中心と			また、地方事				
方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて福祉機関	参加者に対する 休的か事例給計					催する事務所数  いるほか、開催		
を中心とした地方協議会を複数回開催するなど,効果的な連携に向けた関係機関・団体の選定にも	センターの業務					者の選定や、参		
配慮した。 また、参加者に対するアンケート調査を行い、ニーズに合った議題を選択するなどにより、支援	者との一層の連			加者に対するア	ンケート調	査による適切な		
センターの業務内容の理解の促進や、具体的な事例検討や質疑応答を通じて、司法ソーシャルワー	高齢者・障が 支援の観点から		よる適切な法的 ※今以外にま	議題の選択によ		ーシャルワーク 内容の理解の促		
ク事業を周知するなど、参加者との一層の連携の確保・強化を図った。	地域包括支援セ			進を図るなどの				
加えて、各地の取組について支援センターのグループウエアに掲載し、参考となる事例を全国で	下地力公共団体					者等への適切な		
共有した。	意見交換等を行 場合に支援セン					'ーシャルワーク 携先としている		
高齢者・障害者に対する適切な法的支援に向けた地方公共団体等との連携について	場合に叉抜モン					携先としている 証事務所及び社		
高齢者・障がい者等に対する適切な法的支援対応の観点から、地方協議会以外にも、司法ソーシ	み,意見交換会					的に意見交換等		
ャルワーク事業計画において主要な連携先として掲げている地域包括支援センター,福祉事務所, 社会福祉協議会を中心とした福祉機関・団体については、個別に訪問して意見交換等を行い、民事			り取組を継続し	を実施し,密接				
社会情報の巡回相談、出張相談等の制度・手続等の周知を図った。	て実施する予定 きる見込みであ		閉目標を達成で			【に応じた連携体 【より、中期目標		
加えて、地方協議会のほか、各地の地方事務所において、地方公共団体その他関係機関・団体に		,⊘°		を達成すること				
対する業務説明,意見交換等を実施し,具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもら えるように取り組んだ。						- 0		
んるように対り性した。								
							l	

1. 当事務及び事業に	関する基本情報						
1-12	連携強化のための作						
当該項目の重要度,						関連する政策	
難易度						行政事業レビ	ビュー
2. 主要な経年データ	<i>†</i>						
評価対象となる指	李出口捶	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報)
計画対象となる相	示						当該年度までの累積値等、必要な情報
他機関からの地方 務所執行部への起 (人数)		_	1人	5人	1人		(参考指標)
3. 中期目標期間の第	<b>さ</b> 終に係る目標 計画	業務宝績 中期日	標期間評価に	係ろ自己評価及	みび日本司法支	揺センター評	平価委員会によろ評価
知識・経懸	√ターの業務運営に当 減を有する者を起用し,	たっては,自治体3 そのような知識・	(は福祉機関・ 経験を有する	団体等の関係権者を職員として	機関との間の極 て採用ないし育	めて密接な連成するなど,	車携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の 連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。
支援セン		たっては,関係機関					旦う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や, そ 多様性のある体制の確保を図る。

主な評価指標等 連携強化のための体制構築に向けた取組状況									$\overline{}$
支援センターの業務実績・自己評価						委員会による評価		受センター評価委員会による	る評価
業務実績	自己評価				見込評価	)		(業務実績評価)	
業務実績報告書掲載頁:30	評定		В	評定		В	評定		]
************************************	下球 ・ 大き ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大	一 で で を き で を き で を き で を き で を き で に に に に に に に に に に に に に	行自治・福祉関初 においます に で の で で で で で で で で で で で で で で で で で	評定に至標期で 中期目標期間・ 実に取り組に向け知識をでいまた。別の共産の別のはに、別の共産の別のは をでいまた。別の共産の別の共産を 知識等格係機関ののでといいます。 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	を経おて職等図段の組に、通験り調・でる職等図とを、29を験をのとと強いよいでの職連んよとないよりであればない。	地方自治・福祉着 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 をでして、 を行わな会に、 でに、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	評定に至っ	た理由	

1. 当事務	<b>8及び事業に関</b>	する基本情報											
1-13		報酬・費用の立替・	・算定基準										
当該項目の重要度, 難易度							関連する政策評価・ 行政事業レビュー						
2. 主要な	よ経年データ												
		達成目標	基準値	準値 26年度 27年度			29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報					
				I	1	l	l						
中期目標	第2·5 報 民事法律扶	酬・費用の立替・貸助業務, 国選弁護等	章定基準 穿関連業務の報酬・					評価委員会による評価な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。					
中期計画	民事法律扶	・費用の立替・算点 助業務, 国選弁護等 ・算定基準についる	等関連業務の報酬・			をより適正なも	のとすること,	と,事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視					

援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援	センター餌侃	T委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会	による評
務実績	自己評価				(見込評化		(業務実績評価)		
タ実績報告書掲載頁:31	評定		В	評定	()0,2,111	В	評定	()(1)()()()()()()()()()()()()()()()()()	
民事法律扶助業務の立替基準についての検討・検討結果の反映	評定に至った	押山		評定に至った	→押由	<u>D</u>	評定に至	った理由	
中期目標期間中、以下の取組を実施した。			基準については、			酬・費用の立替基	可是化工	ノに柱田	
1) 25年度に設置した「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」による検討結果を			E単に りいては, ■用検討プロジ			別・負用の立合室 クトチームによる			
踏まえ、現行基準の下での運用の適正化・平準化を進めるべく、27年度に	ェクトチーム」	, , , , , , , , ,				度には、債権者少			
①債権者少数の任意整理事件・特定調停事件における着手金等の基準額の整備 ②受任者等に対して着手金等の返還を求める場合の基準の方針の確定	扶助業務運営細					ける着手金等の基			
を行い、これに合わせて民事法律扶助業務運営細則を改正した。	全国への周知等					法律扶助業務運用			
2) 28年度に、消滅時効援用事件・違法業者対応事件の代理援助立替基準や多重債務事件における	準化を行った。 ついても,対応					, 消滅時効援用事 及び全国審査委員			
関連事件等の事案への対応案を検討し、全国審査委員長会議を開催して協議を実施した。	引き続き検討を		が戦を11フなこ,			理の困難性が報告			
3) 28年度に,債務整理事件につき,受任者より処理の困難性について報告がされた案件の着手金			州・費用につい			いて着手金増額の			
増額に関する目安を決定し、全国に周知した。	ては,現行の算					適正化・平準化に			
国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討・検討結果の反映	の不服申立てを			向けた取組を					
中期目標期間中、契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、算定 ・	観点も踏まえて					報酬・費用の算定			
・ 大阪	関係機関と協議的な視点から算					立て内容の分析, , 日本弁護士連合			
適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価(報酬・費用への反映)の観点か	準備を引き続き					より、基準の適正			
ら,算定基準の改正案を作成し,法務省との間で協議を継続的に実施した。			対組を継続する			を継続している。			
	予定であり,中			国費支出の	適切化を図	るための多角的な			
	である。					取組の継続によ			
					を達成する	ことが見込まれ			
				る。					
	1			1			1		

1. 当事務		引する基本情報											
1-14		自然災害等に関する	るリスクへの対応の	)構築									
当該項目の 難易度	)重要度,							関連する政策評価・ 行政事業レビュー					
2. 主要力	・経年データ												
評価対象となる指標		達成目標	基準値	26年度	2 7年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,	必要な情報				
中期目標	第2・6 自 支援センタ		リスクへの対応の様 国民等の権利・利益	構築 なに直接関わる					易合においても業務の組	継続が可能な態勢の構築を図る	'0		
中期計画	東日本大震		え、自然災害等に関	目するリスクに				画を策定・公表する。 要なバックアップシステム	公の構築等を行う。				

Eな評価指標等 自然災害等に関するリスクへの対応の構築に向けた取組状況									
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援·		委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会	による評価
<b>養務実績</b>	自己評価				(見込評価	五)		(業務実績評価)	
美務実績報告書掲載頁:32	評定		В	評定		В	評定		
自然災害等に関するリスクに対応する業務継続計画等の策定	評定に至った			評定に至った			評定に至	一つた理由	
東日本大震災の発生を踏まえ、業務継続計画策定に必要な情報収集及び分析を行った上で、リスク災害発生時に継続するさ優先業務の整理を行い、情報システム運用継続計画(IT-BCP)及び業務継続計画の策定を進めた。情報システム運用継続計画(IT-BCP)は、26年度に策定を遂げた。業務継続計画については、28年4月に発生した熊本地震において、職員の安全確認態勢が不十分であることが判明し、新たな安否確認サービスを導入することとなり、業務継続計画についても同サービス導入を前提としたものへの変更をすることとなった。なお、同計画の28年度中の公表には至らなかったが、29年度中には公表する予定である。  パックアップシステムの構築等支援センターのデータは、メインデータセンターでパックアップを行っているほか、26年度からは遠隔地に設置された観音とがある。28年度には、災害発生時に円滑にデータを復旧させるため、データ保全センターの最寄りの地方等務所職員を災害時対応要員として指名し、同職員も含めた復旧計画練の実施と、データを可及的速やかに後日させるために当センターで取るべき対応及び関係業者との連携等を定めた手順を策定するなどの対応態勢の整備に取り組んだ。パックアップシステムの運用等については、29年度中にも継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを行う予定である。	え、P P スス業運策年夕れに 特 及テて、29年夕れに サンいて支にセシにタラ清旧別を定だ了継 が中になった。ツ続い で、20年夕、河に制及定だ了継 が中になった。ツ続い で、20年分 で 20年分 で 20年分	デ 系維続を (東 連続 に に に に に に に に に に に に に	務維続表 を を を を を で に の の の の に の の の の の の の の の の の の の	P)についています。 行った経行のでは、 業務安の方成中に 関のへの完度 のへの完度 の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	は、10年 (1950年) は、19年 (1950年) は	日本のでは、 日本ので			

### 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報										
2-15	一般管理費及び事業費の効率化										
当該項目の重要度, 難易度	重要度「高」:支援センターの収入の大半は国費に依存していることから、その業務運営に当たっては、業務の質の向上だけでなく、業務の効率化も求められる(総合法律支援法上も、中期目標・中期計画への必要的記載事項の一つとされている。)。そして、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、業務の効率化の集大成とも言える項目であると解されることから、重要度を「高」とした。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー									

2	・主要な経年データ												
	評価対象となる指標 達成目標		基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)					
	計価対象となる指標							当該年度までの累積値等,必要な情報					
	一般管理費(千円)	前年度比3%削減	_	1, 880, 695	1, 803, 889	1, 786, 149		人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外。					
	事業費 (千円)	前年度比1%削減	_	792, 921	784, 122	775, 418		立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充分は対象外。					

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

### 中期目標 第3・1(2) 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外 の一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

- 中期計画 Ⅱ・1(2) 一般管理費及び事業費の効率化
  - アー人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。
  - イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度 比3パーセント削減し,事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。)を除く。)を,毎年度,前年度比1パーセント削減する。
  - ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業 者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。

支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セ	ンター評価	委員会による評価	日本司法3	支援センター評価委員会による評
業務実績	自己評価			(見込評価	)		(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:33	評定	В	評定		В	評定	
	評定に至った理由		評定に至った	理由		評定に至	 った理由
(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持(国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス))26年度:80.6ポイント27年度:81.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント38年度:80.2ポイント38年度:80.2ポイント38年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント38年度:80.2ポイント28年度:80.2ポイント38年度:	一人作者にない。 人作者にないて、国の行いでは、国の行いでは、国の行いでは、国の行いでは、一般管理を発生をという。 一般を推進し、対して、事権ののでは、一般では、対して、事権ののでは、主要には、の対して、事権ののでは、主要には、対して、対して、のが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	どし、経費の合理 こついても、経費 数が織り込まれた 効率的な予算執行 生等の確保に向け 者応札の件数・比 した。 の取組を着実に実	て進等率じ指 度反成 にとめ等 す ン常人くら要 のすでは 大きも化た標一,映し各つしのにこるなトに件,合でま重とあ, 人。とも化た標一を表さて種い。方もれこお程低骨職理あた要, り一門, た的系イ費れぞ。手、にし組取見ス推の理業準思援び必期理の門, たり系イ費の表, 算。続號, てん組込バ移で化務がおセ期要中費、の業職にをン及, 算。続號, てん組込バ移で化務がおセ期要中費	てス務員取維トび3の の争一,で状まイしあ・意どれン待な期及,そはリ内配り持程事%範 競的者入い況れレてり効欲うるタさ予計びそのはり内配りはり度業及囲 争手入札るかるスい,率のあ。一れ算画事れ対中化ににみつに買りか 性法札情。ら。はる給化維る がてはの業ぞ象中化になって維に1で、に案報。,が与の持べ 担い確策費れと	り国,持つ%の 透よ件の 中 毎,体観・き っる実定に削なり国,持つ%の 透よ件の 中 毎,体観・き っる実定に削なるでなって効算 明書解極 目 鹿のにだ上の いみ確当をする機関 でいる にんしい という と いっという はいっという はいいう はいいう はいいっという はいいい はいいっという はいいっという はいいっという はいいっという はいいいない はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい		

## 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に	当事務及び事業に関する基本情報									
2-16	事務所の業務実施体制の見直し									
当該項目の重要度, 難易度	難易度「高」:出張所や司法過疎地域事務所の設置・存続については、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある上、当該地域の住民や自治体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度を「高」とした。									

# 2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 基準値 26年度 27年度 28年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報 出張所数 11か所 11か所 (参考指標) うち7か所が被災地出張所

35か所

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

34か所

## 中期目標 第3・1(3)ア 出張所

司法過疎地域事務所数

出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。

35か所

## 第3・1(3)イ 司法過疎地域事務所

司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。

(参考指標)

また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、 事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。

# 中期計画 Ⅱ・1(3)ア 出張所

出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。

## II・1(3)イ 司法過疎地域事務所

- (ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては,設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え,その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し,その検討過程を明らかに する。
- (イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては,当該地域の法律事務取扱業務量,実働弁護士数,実働弁護士1人当たりの人口,地域の要望・支援,日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況, 採算性等の要素について,効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ,総合勘案した上で,必要な地に設置する。
- (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

接センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	日本司法支援センター評価委員会による評
<b>差務実績</b>	自己評価	(見込評価)	(業務実績評価)
務実績報告書掲載頁:36	評定 C	評定 B	評定
出張所	評定に至った理由	評定に至った理由	評定に至った理由
(1) 被災地出張所 震災特例法が30年3月末まで延長されたのを受け、被災地自治体の要望等を踏まえて関係機関 と協議・検討し、7か所のいずれも設置期間を30年3月末まで延長した。 (2) (1)以外の出張所 中期目標期間を通じて、各出張所の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の 把握・分析に努め、さらに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重 ねるなどして、業務実施体制の見直しの検討を継続した。 新宿出張所については、検討の結果、東京地方事務所が新宿に移転となり、業務の重複が生じるに至ったことから、26年6月に廃止した。 司法過疎地域事務所 (1) 設置・存置等の際の検討体制や意思決定プロセスの明確化 26年度の廃角地域事務所設置、27年度の鰺ヶ沢地域事務所設置に際しては、本部において後記 (2)の総合勘案を行ったほか、法務省及び日本弁護士連合会その他の関係機関からの意見聴取を実施した。 26年度の廃角地域事務所設置、27年度の鰺ヶ沢地域事務所設置に当たっては、第2期中期目標 上の司法過疎地域事務所設置、27年度の鰺ヶ沢地域事務所設置に当たっては、第2期中期目標 上の司法過疎地域事務所設置においま物で、10年度においても、第2期中期目標 上の司法過疎地域事務所の設置においては、いずおも事務所建物の無筒貸与を実現した。 39年度においても、設置基準に基づいて設置可能性のある地域を把握した上、当該地域の法律 事務取扱業務量、採算性等の要素をも総合勘案しつつ、設置の必要性を引き続き検討する予定で あるる。 (3) 存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数についての検討 事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析した。 取扱件数が業務量に直結しないをどの事情を把握・分析した。 取扱供数が業務量に直結しないをどの事情を把握・分析した。 取扱中数が業務量に直結しないとどの事情を把握・3 事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析した。 取扱中数が業務量に直結しないをどの事情を把握するべき、常勤・企業を検討する予定で 39年度においては、以上で把握した業務量や事情等のほか、前記(2)の諸要素を踏まえ、存置等 の必要性や常勤弁護士の配置人数についての方針を決定する予定である。	出張所については、中期目標期間を通出で、(7か所)と協議で、(7か所)と協議で、(7か所)と協議をと協議と協議をと協議をといった。と、(7か所)とで、(7か所)とで、(7か所)とで、(7か所)とで、(7か所)とで、(26年)とで、(26年)を設定が、(26年)を設定が、(26年)を設定が、(26年)といった。と、(26年)と、(26年)と、(26年)と、(26年)と、(26年)と、(26年)といった。と、(26年)といった。(26年)といった。(26年)といった。(26年)といった。(27年)と	出張所については、各出張所の業務量、ズ 出張所については、各出張所については、各出張所の教能し、	

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	引する基本情報		
2-17	情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号:0004

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
応答率	90%以上	90.0%	95. 9%	98. 5%	97.1%		
①1コール当たりの 運営経費(コールセ ンター)		_	919.7円	941. 2円	764. 8円		(参考指標)コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した 1コール当たりの運営経費 (参考数値:25年度 966.3円)
②従来の計算方法に よる1コール当たり の運営経費(コール センター)		_	629. 8円	685. 1円	586. 6円		(参考指標)26年度報告の指標であり、コールセンターに係るオペレーターの人件費及び賃料の合計経費を対応件数で除した1コール当たりの運営経費(参考数値:25年度 631.0円)

# 3. 中期目標期間の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第3・2(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。) コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。

# 中期計画 Ⅱ・2(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。

また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の 分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。

センターの業務実績・自己評価				日本司法支援1	センター評価委	員会による評価	日本司法	支援センター評価	委員会による
実績	自己評価				(見込評価)	(10,000	. ,	(業務実績評	
支續報告書掲載頁:39	評定		В	評定	()=~=====	В	評定	()(2)()()()()	limt /
コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知等	評定に至っ	た押山	Ъ	評定に至った	- 押由	Ъ	評定に至	へた理由	
中期目標期間中における取組		に任田 ·ジやパンフレッ	, L <b> </b>			<b></b> 話やメールに	肝足に土	ラに柱田	
コールセンターにおける電話やメールによる情報提供と地方事務所における電話や面談による		における関係機		よる情報提供と					
青報提供について、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、中期目標期間中、以下の		, コールセンタ		面談による情幸					
反組を行った。 ・ ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、コールセンター・地方事		情報提供サービ		間を通じて, オ					
務所への案内に係る取扱いについての説明を継続して実施		施するとともに		ト,関係機関と		にり継続して周			
・ テレビコマーシャル, ウェブサイト, 新聞広告, ソーシャルネットワーキングサービスなど		などしてコール い、コールセン		知を図っている		対応可能な問合			
を通じて、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を広く案内		となって効率的		せについて、地					
<ul><li>コールセンターで対応可能なものの地方事務所からコールセンターへの電話転送の更なる活</li></ul>	た。			ターへの転送の	の推進,コーノ	レセンターにお			
用 取組結果		ペレーターの刻		ける資力要件研					
・ 情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合は6割を維持		ント以上の応答		センター全体の	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
26年度: 62.5% 27年度: 61.1% 28年度: 63.1%		民事法律扶助業 の拡大,話中電		し、コールセンいる。	ノターの一層の	) 古用を進め (			
・ コールセンターへの内線転送件数は継続的に増加		センターへの自			ターの効率的が	2業務運営につ			
26年度:19,030件 27年度:22,004件 28年度:26,506件		携帯電話による		いては, 中期目	目標期間を通り	じて、目標であ			
コールセンターの効率的な業務運営		,利用者の利便		る90%以上の点					
コールセンターの衆発範囲の拡大		組を継続実施し		27年度には1=					
ア 民事法律扶助業務の資力要件確認サービスの拡大		:り,利用者サー ールセンター及		加したものの, 率的なオペレー					
(対象事務所・対応件数)		考慮の上、業務		には、1コール					
26年度: 31事務所・6, 183件 27年度: 46事務所・12, 302件 28年度: 59事務所・36, 836件		スに要したコス		減少を達成して		THE STATE OF			
イ 話中電話(話中で応答できない電話)及び無応答電話(着信から10秒以内に応答できない電 話)をコールセンターに自動転送(話中転送及び無応答転送)する取組の開始(27年10月)及		析・検討を行い		これらの取組					
品)をユールセンターに自動転送(品中転送及び無応合転送) する取組の開始(27年10月)及 び継続実施		検討・実施した		て、中期目標を	を達成すること	:が見込まれ			
(対象事務所)		様の取組を継続  成できる見込み		る。					
26年度: 0事務所 27年度: 21事務所 28年度: 32事務所	中州口际包建	!队できる元込み	(める。						
ウメールによる情報提供につき、28年9月から、スマートフォン・携帯電話による問合せも可									
能として対象案件拡大 オペレーターの効率的配置									
コールセンターの入電傾向を分析し、限られたオペレーター人員のうち、入電の多い平日午前									
中の増員配置及び平日夕方から夜間・土曜日の減員配置による業務の効率化を図った。									
→ 前記の業務範囲の拡大があった一方で、中期目標期間を通じて、オペレーターの席数の増加									
を抑制し、かつ、応答率90パーセント以上を継続的に維持し、効率的な業務運営を実施した。									
- 1 コール当たりの運営経費 ア - 運営経費等の考え方									
・ 連呂経貞寺の名えカ 26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費(スーパーバ									
イザー職員(オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者)の人件費を除く)									
及び賃料を基礎としていたところ、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ること									
ができる指標とするため、27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全									
ての人件費とし、固定経費となる賃料を除外した。 対応件数については、電話による一般問い合わせとは異なる対応を要するメール、犯罪被害									
者案件(電話)、民事法律扶助業務の資力要件確認案件(電話)につき、各業務量を考慮した									
係数により調整した件数を算出した。	1								
なお、通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件(電話)、	1								
民事法律扶助業務の資力要件確認案件(電話)の各平均対応時間(26年度・27年度・28年度の	1								
3 か年の平均数値)であり,それぞれ,1. 19,1. 81,1. 43となる。 イ 1 コール当たりの運営経費									
1コール当たりの運営経費は以下のとおりであり、29年度においても同水準を維持するよう	1								
取組を継続する。	1								
・コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で	1								
除した 1 コール当たりの運営経費 26年度:919.7円 27年度:941.2円 28年度:764.8円(参考 25年度:966.3円)	1								
- コールアンダーに係る字(ひ入件省を対応件型(主栓音を名庫)に係型を乗していたいに									
<ul><li>コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じていないもの)で除した1コール当たりの運営経費</li></ul>									

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務	5及び事業に関	する基本情報							
2-18		民事法律扶助業務	(震災法律援助業務	を含む。)					
当該項目の 難易度	重要度,						関連する政策: 行政事業レビ		行政事業レビューシート番号:0004
9	経年データ								
		達成目標	基準値	2 6 年度	2 7年度	28年度	29年度	(参考情報 当該年度ま	(E) こでの累積値等,必要な情報
	査を実施する 務所数の率	前年度以上	_	43/50	46/50	48/50			
								<u> </u>	
		に係る目標、計画、			係る自己評価を	及び日本司法支	接センター評価	面委員会に 』	よる評価
中期計画	審査の適正被援助者の	民事法律扶助業務 を確保しつつ,書店 住居地と事件管轄は 事法律扶助業務()	面審査・単独審査を 地域とが極めて離れ	e活用するなど。 れているなどの:					こ取り組むなどして,事件処理の合理化・効率化を図る。
	審査の適正 援助開始決定 被援助者の	の観点から合議制の 時に書面審査を活り	の審査を基本として 用したり,援助申込 也域とが極めて離れ	つつ,簡易な案 込者からの提出	書類の合理化な	よどの取組を進	める。これらの	り取組によっ	をの率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、 って、事務手続の平準化・合理化を図る。 度する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事

センターの業務実績・自己評価				日本司法支援	センター評価	i委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員会によ
5実績	自己評価				(見込評信	五)		(業務実績評価)
実績報告書掲載頁:41	評定		В	評定		В	評定	
事務手続の平準化・合理化の取組	評定に至った	- 理由		評定に至った	· 理由			った理由
単独審査の積極的活用	事務手続の立	F準化・合理	化については、	事務手続の相	票準化・合理	理化については,		
同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について、単独審査を推進した結果、単独	単独審査の推送	進及び書面審	査の活用につい	中期目標期間	を通じて,扌	爰助開始決定にお		
審査を実施する地方事務所数は毎年度増加し、書面単独審査による援助開始決定件数も増加した 書面審査の活用	- 人人首小歌ロンパーカメ :		開始審査におけ			査の活用を推進		
事務の効率化を図るため,援助開始決定時における書面審査の活用を推進し,26年度以降,全			させた。また、 る暫定標準モデ	し、これらを/ 加している。	古用した番	査は、毎年度、増		
地方事務所で書面審査を実施した。	1八字(4)		し、その結果を		是出書類の語	統一化に向け、本		
(書面単独審査件数・援助件数全体に占める割合)			事法律扶助標準			<b>推進本部業務改善</b>		
26年度:28,442件・26.1% 27年度:29,979件・27.1% 28年度:36,171件・33.2%		用を開始する	などの取組も推	班において検討	付を重ね,	「民事法律扶助業		
<ul><li>その他の取組 援助申込者からの審査提出書類の統一化に向けた従前からの検討を踏まえ、26年7月に案件類</li></ul>	進した。					レ」の策定・試行		
型別に必要書類を定め、全地方事務所で統一した取扱いとする旨の通知を発出した。	事件が述い		化については、			助標準モデル」を		
さらに、本部内に設置された組織・運営改革推進本部の業務改善班で検討を重ね、事務手続の	) <pre>に其べき出同る</pre>		受任マニュアル , 事件処理の合	東座し、29年度 る。	支かりての]	軍用を開始してい		
合理化・適正化等を総合的に勘案し、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的と	理化, 効率化)		を実施したほか、		合理化・効率	率化については,		
した「民事法律扶助業務にかかる暫定標準モデル」を策定し、27年8月の各地方事務所への意見	一般弁護士と常	常勤弁護士と	の共同受任スキ			施,共同受任ス		
照会,一部の地方事務所でパイロット試行を経て,28年6月から全国実施した。 また、その結果を参考にしつつ、「民事法律扶助標準モデル」を策定し、29年4月からその運	ームの検討を込				等に継続し	て取り組んでい		
用を開始するなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。	29年度も刑員		の定着を図り,	る。	ロの砂焼ける	- h # □ # *		
HI CONTACTOR OF THE CHARLET TO THE CONTEST OF THE C			進や,共同受任 予定であり、中	達成することが		より、中期目標を		
事件処理の合理化・効率化の取組	期目標を達成す			建成すること	7-76KZ X 4 U	<b>少</b> 。		
共同受任の促進に向け、以下の取組を実施した。	777 H W. C 12.79	, , , , , ,						
民事法律扶助における常勤弁護士同士の共同受任マニュアルに基づき実施 民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士との共同受任スキームの検討								
八手仏中1人別にわける 双介改工と市到介改工との共同文目へう ムの快引								
	I			1			1	

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務	及び事業に関	する基本情報							
2-19		国選弁護等関連業務	务						
当該項目0 難易度	)重要度,						関連する政策 行政事業レビ		行政事業レビューシート番号:0005
り 十西ナ	な経年データ								
		達成目標	基準値	2 6 年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報 当該年度ま	B) そでの累積値等,必要な情報
一括契	約弁護士数	_	_	9,402人	9,967人	10,563人		(参考指標	票)
						<u> </u>			
3. 中期目	標期間の業務	らに係る目標, 計画,	業務実績,中期目	目標期間評価に	係る自己評価及	及び日本司法支	で 援センター評値	■委員会に.	よる評価
	国選弁護人括的な委託の	活用により、業務道	する不服申立てへℓ		,本部及び地力	<b>ち事務所の役割</b>	を明確にした。	うえで,事	務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包
中期計画	国選弁護等 上で,適切な	選弁護等関連業務 の報酬・費用の算定 業務を分担し、事務 処理の効率化を図る	第手続の合理化を約	迷続して図る。			が適切な案件に	こついては,	地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした

主な評価指標等 国選弁護等関連業務に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価	(見込評価)	(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:43	評定B	評定B	評定
1 不服申立ての地方事務所(支部を含む。)限りの再算定について 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限)の再算定の状況等について報告するなどし、 一層の活用を推進した。 (不服申立ての地方事務所限りの再算定件数/全体件数・パーセンテージ) 26年度:82件(464件・17.7% 27年度:45件/376件・12.0% 28年度:47件/345件・13.6%  2 複数事件の包括的な委託契約(一括契約)について (1) 一括契約弁護士数の増加 多数の地方事務所において、説明会等の機会に説明資料を配布するなどして、一括契約を周知した結果、契約弁護士数は、着実に増加した。 (2) 一括契約に基づく報酬算定について 26年度から28年度までの間、括契約に基づき報酬算定がされたか事件数は4件にとどまった。 その要因として、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため)、①別決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため)、近別決被告事件について指名指別的依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる)が多くあり、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数(すなわち、①から②を差し引いた事件数)の一括の公を差にとどまっている。 なお、一括契約の活用による業務運営の効率化については、前配外部的要因に係る事件動向等を確認監視していく必要があるものの、今後も一括契約に基づく糊欄算定の対象となり得る即決被告事件自体の減少が終くことになれば目標を達成することは困難で定の対象となり得る即決被告事件自体の減少が終くことになれば目標を達成することは困難で定の対象となり得る即決被告事件自体の減少が終くことになれば目標を達成することは困難であり、当該手続によって業務処理の効率化を図る計画については打ち切らざるを得ないと考えている。  3 報酬算定業務の集約化 26年度に国選弁護等報酬算定業務室を設置し、報酬計算業務を集約し効率的に処理した。	アに至った理由 不服申立ての地方事務所限りの再算定に でいては、新規度している。 一括契約については、制度のが、一層のが、一層の活用を促している。 一括契約については、制度の高知に努力象と対義を表す。 一括契約に当かの海を化は、事務が、主のでは、一層のが、は、事務が、主の経験が、対象とな難なる。 契約の活用による報酬度により継続を表す。 を成れている。 このほ称のでは、特別では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	評定に至った理由   国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに務めては、中再算定の活用を推進し、中期間をが見られる。   国選州護人契約におり、制度としての作数を実施しており、制度としての定着が見けるものできずり、対けにおり、のできが見られる。   国選州できる。   国選州におり、取組の指進してもり、和労政にはとり、政治には、中の指数には、大いでは、基づく、報酬算定でいるともなる事件数自となる事件数目をが出れていいるとない。  「会社のできるる。となる事件が部署の取組の継続に国選弁集約していいないことから、26年度に国選弁を集約していいない。とのほか、26年度に国選弁を条約して、中期目標を達成することが見込まれる。	

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務	5及び事業に関	する基本情報										
2-20		司法過疎対策業務										
当該項目の 難易度	重要度,						関連する政策 行政事業レビ		行政事業レビュー	-シート番号:000	)4	
2. 主要な	:経年データ											
	象となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7年度	28年度	2 9 年度	(参考情報 当該年度ま	股) とでの累積値等,。	<b>必要な情報</b>		
3. 中期目	標期間の業務	らに係る目標, 計画,	業務実績,中期	目標期間評価に	係る自己評価が	及び日本司法支	て援センター評価	西委員会に。	よる評価			
	導等の方策を	検討し、その実施を		要士連合会及び	『日本司法書士 <del>』</del>	会連合会等の言	]法過疎対策と迫	<b>≛携</b> し,支持	髪センターの既存	のインフラを活用	するなどした司法	と過疎地域への弁護士誘 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	司法過疎地	法過疎対策業務  域事務所の設置だいない司法過疎地が								支援センターの既		いて司法過疎地域事務所

主な評価指標等 司法過疎対策業務に向けた取組状況									$\overline{}$
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援も	マンター評価委	員会による評価	日本司法支	援センター評価委員会による記	評価
業務実績	自己評価				(見込評価)			(業務実績評価)	
業務実績報告書掲載頁:45	評定		В	評定		В	評定		
司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、中期目標期間を通じて、以下の取組を行っ	評定に至った	理由		評定に至った	理由		評定に至っ	た理由	
た。  司法過傑地域の公設系法律事務所(日本弁護士連合会や各地の弁護士連合会、弁護士会が会費により設置した事務所)へ派遣予定の一般契約弁護士について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施(参加入数) 26年度:7名、27年度:6名、28年度:7名 常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過極地域における巡回法律相談の実施を継続するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施 一般契約弁護士が司法過疎地域の公民館等にいる相談者からの法律相談を地方事務所に設置されたテレビ電話を用いて実施することについて検討	一	成の弁の契が 成の弁の契と の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 の対し、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	律きのたと継まについて、 から を でんしょう はんしょう はん はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はん	中設工では、 中設士へのました。 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 でいまして、 のので、 でいまして、 のので、 でいまして、 をいまして、 をいなする。 のいで、 のいで、 のいで、 のいで、 おいで、 のいで、	同を通じで、 下支援を を通じで、 下支援を をを ・でで、 ・でででで、 ・でででで、 ・でででで、 ・でででででででででで	般契約弁定 無主に に 注律相談をを を を を と 法は律相相相 に は は は は は は は は は は は は は			

## 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
3-21	情報提供業務の質の向上											
業務に関連する政 策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	総合法律支援法第30条第1項第1号									
当該項目の重要 度,難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー										

## 2. 主要な経年データ

①主要なアウト	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務	青報及び人員に関す	る情報)		
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度				26年度	27年度	28年度	29年度
FAQの総件数	_	_	4,635件	4,909件	4,995件				予算額 (千円)				
(参考指標)			4,000	4, 505	4, 990				決算額 (千円)				
アンケート満足									経常費用(千円)				
度の平均(5段	4以上	4	4. 16	4.17	4. 17				経常利益 (千円)				
階評価)									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注) 予算額,決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

# |3.中期目標期間の業務に係る目標,計画,業務実績,中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

## |中期目標 | 第4・1(1) 情報提供業務の質の向上

コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援セン ターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利 用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配意するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。

# 中期計画 Ⅲ・1(1) 情報提供業務の質の向上

ア オペレーター等の質の向上

情報提供窓口業務について,第三者による客観的評価を行い,その評価結果を活用して,ケーススタディー等を内容とする研修を企画し,オペレーター等に対して実施するなど,利用者に最適 な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。

- イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応
  - コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。
- ウ FAQ等の充実と活用

常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、FAQを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。 さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。

- エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し
- コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けることができるよう,必要に応じ,コールセンターにおいて利用者の資力を確認し,地方事務所へスムーズな橋渡しを 行う。
- オ 利用者の利便性の向上
- 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。
- カ アンケート調査の実施
  - ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。

主な評価指標等 情報提供業務の質の向上に向けた取組状況 支援センターの業務実績・自己評価 日本司法支援センター評価委員会による評価 日本司法支援センター評価委員会による評価 業務実績 自己評価 (見込評価) (業務実績評価) 業務実績報告書掲載頁:45 評定 評定 В 評定 オペレーター等の質の向上 評定に至った理由 評定に至った理由 評定に至った理由 (1) 第三者による客観的評価の活用 第三者による客観的評価結果を踏まえ, 客観的評価の結果を踏まえ、評価結果の 27年度に第三者による客観的評価 (ミステリーコール) を実施し、その結果を効果的に活用す 電話応対等に関する対処方法につき,音声 |高い音声ログのフィードバックや新たに作 るため、コールセンターや地方事務所において、客観的評価を踏まえた事例研修を実施し、特に ログのフィードバック等、実効的な研修を 成した事例集を活用した研修等により、オ 評価結果が良い音声ログをフィードバックするなどにより、研修の実効性を確保した。 実施した。さらに、事例集を作成、共有す ペレーターの能力向上に取り組み、毎年 (2) 事例集の作成及び活用等 ることで、法テラス全体の情報提供業務に 度、高い応答率を維持しつつ、コールセン 第三者による客観的評価を踏まえ、オペレーターの主訴の的確な把握能力の改善及びFAQ・ おける応対の質の向上を図った。 ターに係るアンケートで毎年度4.7の高い満 関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の自習 多言語情報提供サービスについては、対 足度評価を得ており、オペレーター等の質 用教材となる事例集を作成し、これを活用した研修を実施するなど、応対の質の向上に向けた取 応言語数を増やすなどのサービスの拡充をは、高く維持されていると認められる。 組を実践した。 行い,外国人のニーズにも適切に対応し 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 なお、作成した事例集を全職員に共有することで、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に こ関しては,対応言語につき,28年度及び も活用した。 利用者に有益な情報提供を行うことがで 29年度に各1か国語を追加して対応の幅を きるよう、社会情勢の変化に対応した情報 拡充し、対応件数も、毎年度、増加させて 2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 を関係機関から入手するなどし、FAQや いる。 外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施し、対応件 関係機関のデータベースを, 随時, 追加修 FAQ等の充実と活用に関しては、FA 数は年度の経過とともに増加している。 正するなどした。特に、関東·東北豪雨災 | Qを随時更新、増加させるとともに、相談 (対応件数) 26年度:908件 27年度:1,575件 28年度:2,496件 害や熊本地震への対応では、Q&Aの作成 | 窓口として案内する関係機関のデータベー また、対応言語についても、毎年度検討のうえ見直しを行い、増加させている。 や震災法テラスダイヤルによる対応体制の一スについての情報更新等も実施しているほ (対応言語) 26年度·27年度:5言語,28年度:6言語,29年度:7言語 整備等を速やかに行い、被災者が必要とす か、29年度には、情報提供業務システムの る情報の迅速な提供に努めた。 全面見直し及び関係機関データベース登録 3 FAQ等の充実と活用 満足度調査では、コールセンターにおけ 情報の一斉内容確認の実施を予定してい FAQの追加更新・活用 るアンケートで4.7,地方事務所における 以下の取組みを実施した。 アンケートで4.4~4.5といずれも高水準を 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し データベース上のFAQの継続的な随時更新及び件数増加 達成し、全体平均でも4以上の評価を得 に関しては、コールセンターにおける資力 「よく利用されるFAQ」のホームページ上で公開の継続 要件確認サービスの対象事務所数及び対応 28年4月の熊本地震発生を受け、FAQを基に新たに被災者支援のためのQ&Aを迅速に作 29年度においても前記取組を継続しつ 件数を、毎年度、増加させている。 成の上、ホームページ上に掲載し、被災者支援を実施 つ, 利用者サービスの更なる向上を図るべ 利用者の利便性の向上に関しては、司法 ・ 29年度においては、オペレーター等が利用者の主訴に適したFAQをデータベース中からよ く、FAQの文言・構成や情報提供業務シ ソーシャルワーク事業計画を踏まえた関係 り適切・迅速に選択できるよう、また、FAQ更新作業等のメンテナンスがシステム上におい ステムの全面的見直しや、関係機関データ 機関との連携による情報提供を複数事務所 てより迅速にできるよう、FAQの文言・構成や情報提供業務システムの全面的見直しを実施 ベースの登録情報全件の内容確認及び民事 で継続的に取り組んでいる。 する予定。 法律扶助の法律相談予約のコールセンター アンケート調査については、ホームペー (2) 関係機関データベースの継続的な更新及び追加 導入を29年度中に終える予定であり、これ |ジ、コールセンター、地方事務所における データベースの更新・追加を継続的に行うことで、利用者が必要とする関係機関の情報をより らの実施により中期目標を達成できる見込 各アンケートを実施し、毎年度、平均して 適切に提供する体制の整備を進めるため、29年度において、関係機関データベースの登録情報全 みである。 4以上の満足度評価を得ている。 件の一斉内容確認を実施する予定である。 これらの取組状況から, 中期目標を達成 することが見込まれる。 4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 民事法律扶助業務の資力要件確認サービスに関し、対象事務所数を継続的に増加させ、サービス を拡大している。 (対象事務所・対応件数) 26年度:31事務所・6,183件 27年度:46事務所・12,302件 28年度:59事務所・36,836件 29年度において、コールセンターで民事法律扶助業務の資力要件確認サービス実施後、資力要件 を満たす利用者の法律相談予約をコールセンターで受け付ける新たな取り組みを実施する予定であ る。 5 利用者の利便性の向上 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、利用者への直接的情報提供に加え、地方公共団体、福 祉機関・団体等と連携した情報提供(関係機関を通じての利用者アプローチを含む。)を複数の地 方事務所(支部を含む。)で継続実施した。 なお、28年度は、同年4月の熊本地震発生後、被災者からの問い合わせに対応するため、災害発 生後速やかに、FAQを基にしたQ&Aの作成・公開や震災法テラスダイヤルの利用など、被災者 のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

	1	1	i
6 アンケート調査の実施 満足度調査の結果、中期目標期間を通じ、ホームページにおけるアンケートを除き、コールセン			
一個に及調宜の結果、中朝自標期间を通じ、ホームページにおけるテンケートを除さ、コールセンター及び地方事務所におけるアンケートにおいて、いずれも5段階評価で4以上の評価を獲得して			
クー及び地方事務所におけるテンケードにおいて、いりがもも大陸時間になめ上の計画を没行している。			
29年度においても,4以上の評価を得るべく,引き続き取組を継続実施する。			
(1) ホームページにおけるアンケート			
(満足度: 5段階評価)			
26年度:3.3 27年度:3.3 28年度:3.3			
対象者:地方事務所・コールセンター,メールによる情報提供の利用者			
調査手法:ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート			
調査内容:職員対応,内容の的確性,認知経路,利用状況			
(2) コールセンターにおけるアンケート (満足度:5段階評価)			
26年度:4.7 27年度:4.7 28年度:4.7			
対象者:コールセンター利用者			
調査手法:情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施			
調査内容:オペレーターの対応についての満足度			
(3) 地方事務所におけるアンケート			
(満足度:5段階評価)			
26年度: 4.5 27年度: 4.5 28年度: 4.4			
対象者:面談による情報提供を受けた利用者 調査手法:情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施			
調査内容:職員の対応についての満足度			
M 直口行・M			

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書 (皿. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項) 様式

1. 当事務及び事	出に囲みて甘木に	主却										
3-22			## <i>*</i>									
	法教育に資する	3       報りが定	<b>兴寺</b>					1				
業務に関連する政 策・施策						当該事業実施法条文など)	をに係る根拠(個別)					
当該項目の重要	_											
当該県日の里要 度,難易度						関連する政策	<b>策評価・行政事業レ</b>					
汉, 州 列 汉												
2. 主要な経年デ	ータ											
	プット(アウト	カム)情報	Ž				②主要なインフ	ット情報(財務情	報及び人員に関す	る情報)		
指標等						29年度	3 - 2 ( 3 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /		26年度	27年度	28年度	29年度
							予算額 (千円)					
講演会等開催回数	[ 1,500回以上	1,500回	1,935回	1,941回	2,335回		決算額 (千円)					
							経常費用(千円	])				
							経常利益(千円	])				
							行政サービス気	[施コスト(千円)				
							従事人員数					
							注)予算額,決算額は支出	預を記載。人件費については	は共通経費分を除き各業務に	記賦した後の金額を記載		
3. 中期目標期間 中期目標 第4・				中期目標期間	引評価に係る	る自己評価及	び日本司法支援セン	ター評価委員会によ	にる評価			
組む。	その取組に当たく	っては,年	度計画におい	いて具体的な	な指標ないし	事業計画を	策定した上でこれを	実践する。		て,関係機関と連携		
	育関連事業を行っ	っている法法	務省その他の				まえ,情報提供業務 だ計画を策定・実施				ら,法的問題に関	する地域住民等の対

<b>愛センターの業務実績・自己評価</b>			日本司法支援センター	評価委員会による評価	日本司法支	で援センター評価委員会による
务実績	自己評価		(見込)	評価)		(業務実績評価)
务実績報告書掲載頁:49	評定	A	評定	A	評定	
基本方針・実施計画の策定	評定に至った理由		評定に至った理由		評定に至	った理由
股市民に向け法教育に貸する情報を広く晋及することを基本方針とすることとし、実施計画の策定・ 関施に取り組んだ。  法教育の取組 (1) 本部における取組 全国における法教育の普及や一般市民にわかりやすい内容にすること等に配慮し、開催地の選定、演劇や寄席を活用した地方事務所における取組を取り入れるなどの工夫をしながら、以下のとおり、法教育イベントを開催した。 26年度 名称:26年度法テラスシンポジウム―福祉と司法が連携する社会―テーマ:司法ソーシャルワーク 実施内容・社会福祉学者による基調講演、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告、パネルディスカッション参加人数:約250名 27年度 名称:27年度法テラスシンポジウム―支え合う社会へ―テーマ:子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法実施内容:社会福祉学者による基調講演、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告、パネルディスカッション参加人数:約240名 28年度①名称:法ララス設立10周年記念シンポジウム 法テラス劇場 ~おとなのための法教	心のない方も広く参加でれるなど毎年度工夫を塡人・一般市民の参加を名アンケートによっても、 獲得した。さらに、法教動画サイト掲出など新た。	と一普実 ジきらた参育な い実が続を ・継続で ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と の ・ 、 と の ・ た く 、 高 ト 実 ・ な に と の 、 を く 、 高 ト 実 ・ な に と の 、 を く 、 高 ト 実 ・ な に と の 、 を く 、 高 ト 実 ・ な に り る し 。 加 イ 取 ・ で 施 ら 的 に 国 ・ ・ と で に り れ ま に り と 人 し 及 期 ・ と が ま で と が 続い を ・ と が ま で と が に ま で に り れ ま に り よ で ・ と が ま で と が に す と に り ま で ・ と は で に り れ ま で に り ま で ・ と が ま で と が に す と に り ま で ・ と は に り ま で ・ と は で に り ま で と に り ま で ・ と は に り ま で に り ま で ・ と は で に り ま で と に り に ・ と は に り ま で ・ と は に り ま で 。 と ま で と に り ま で ・ と は に り ま で 。 と ま で と に り ま で ・ と は に り ま で 。 と ま で と に り ま で ・ と は に り ま で 。 と ま で と に り ま で ・ と は に り に り と し と し で ・ と は に り に し に り と し と し と し と し と し と し と し と し と し と	に針定な、 は針定に、 は大きな、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	及に別年にししスな て交をた催る容,く 画一をめき教踏といいに市、ペ動 会学な大教 に標成 に支事、事うつと実い以に市、ペ動 会学な大教 に標成 に支事、事うつとを施るの「向れジ実 ・へらく事 おに果 当接業支業他検索制 シ演けら等施 一の,上業 るい見 であさき といった といった という		

## 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

事務所

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
3-23	民事法律扶助業務										
業務に関連する政 策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	総合法律支援法第30条第1項第2号								
当該項目の重要 度,難易度		関連する政策評価・行政事業レ ビュー									

# 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 指標等 達成目標 基準値 26年度 27年度 28年度 29年度 援助申込みから援助開始決定までの、8割以上の地 40地方 45地方 48地方 49地方 決算額(千円) 決算額(千円)

事務所

②王要なインブット情報(財務)	青報及び人員に関す	る情報)		
	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額 (千円)				
決算額 (千円)				
経常費用 (千円)				
経常利益 (千円)				
行政サービス実施コスト(千円)				
従事人員数				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

## |中期目標 | 第4・2 | 民事法律扶助業務

方事務所

事務所

事務所

平均所要期間が14

日以内の地方事務 所の数

> 利用者の情報不足を解消する方策,地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し,一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ,これを実践する。審 査の適正を確保しつつ,事務処理方法の工夫等により,援助申込みから必要な援助の提供までの期間について,具体的な指標を策定した上で,迅速・適切な援助を行う。

> また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの程度満たせているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、 代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。

## 中期計画 Ⅲ·2 民事法律扶助業務

- (1) 利用者の利便性の向上
- ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い,その結果を踏まえ,一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ,移動相談車両を用いるなどし た巡回・出張相談,夜間相談やテレビ電話相談等の活用,契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など,より身近な援助の方策を検討し,実施する。
- イ 迅速な援助の提供の観点から,審査の適正を確保しつつ,代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため,標準処理期間を14日間とし,平均14日以内にその処理 を行う地方事務所を全国8割以上とする。
- ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
- (2) 利用者に対する適切な援助の実施
- ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。
- イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決 に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。
- ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努め る。

援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センタ	一評価委員会による評価	日本司法支援センター	一評価委員会による
務実績	自己評価		(見ì	込評価)	(業務)	<b></b> [積評価)
務実績報告書掲載頁:51	評定	В	評定	В	評定	
利用者の利便性の向上	評定に至った理由		評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 夜間相談等を活用した援助の実施 過年度のデータに基づく事件動向の分析等の結果を踏まえ、より身近な援助方策を実施するため、以下の取組を実施した。 ・ 地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応するための態勢を整え、休日・夜間相談を通能的に実施 (休日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談22地方事務所 27年度: 休日相談71地方事務所 夜間相談22地方事務所 (休日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談22地方事務所 27年度: 休日相談71地方事務所 夜間相談22地方事務所 (休日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談22地方事務所 (休日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談22地方事務所 (休日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談22地方事務所 (株日・夜間相談を実施した。地方事務所 夜間相談36地方事務所 - 各地方事務所における地域性をいかしながら、福祉関係機関と連携し指定相談場所相談や設23年度・休日相談71地方事務所 夜間相談22地方事務所 - 本地方事務所における地域性をいかしながら、福祉関係機関と連携し指定相談場所相談や設23年度・13世方事務所における実施。23世 地方事務所における実施が発生。対して、近日・東海野研に対して、法25年度・27世 地方事務所における実施を開発のできる場前が一つなりでは、地方事務所における場を実施とした。 (2) 地方事務所における実施を開助的地方を開助的地方を開からの地方事務所は対した。28年度:49地方事務所は設24年度・14地方事務所におけるよりまでは、38年度・49地方事務所 23年度・49地方事務所 24年度・49地方事務所 24年度・50中により、海前を開動に対立を継続し、契約弁護士・司法書士に適時適切な伝達 3年末野主連合会・日本司法書・一の情報伝達助に効果的に結び付ける方策を実施した。  利用者に対する適切な援助に効果的に結び付ける方策を実施した。 利用者に対する適切な援助に効果的に結び付ける方策を実施した。  利用者に対する適切な援助に効果的に結び付ける方策を実施した。  利用者に対する適切な援助に効果的に結び付ける方策を実施した。 34世別を書類作成援助の実施 24世別を書類作成援助・24世等の見信能である。  利用者に対する適切な援助に効果的に結び付ける方策を実施した。  25世別を書類作成援助に対果的に結び付ける方策を実施した。  26世別を書類作成規則を連続する適切な援助に効果的では結びために対した対しが関助で対した対した。  27時間に対した実施の対したまが、25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始で表面がある。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東門を開始である。25世末の東側が開始である。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。25世末の東側がある。2	利の方と談と、 利の方と談と、 利の方と談と、 利の方のとした労用に、 利の方のというでは、 利の方のとの助ののでした。 利はして、 神のをの助のでした。 利はして、 神のをの助のでした。 がした、 神のをの助のでした。 がした、 神のをの助のでした。 がした、 神のをのののでした。 神のをのののでした。 神ののをのののでいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	また また また また また また また また また また	利標結たし赤土組ま開あ40さのも、にい利は違携助備ま門談配加生援制用期果休た一・んた始る地ら契、フよる用、い強又にた相内点えを法を者間等日指公司で、代定力声・弁対でり。者代等化は努、談容等で受に整者に入れる会で、代定力声・弁がクり、を理にに書め弁のになっ、は基、力通路を相一書る理ま事務利護手シ適 対援つよ類て護実適工28欠、びのも、は、大地力に約対アり。者代等化は努、談容等で受に整性で、入村場では、大地力に約対アり。者代等化は努、談容等で受に整性で、入村場では、大地力を者・に、利はる会やたに度期被切なで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	向過利の大き事の大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、		

(4) 熊本地震の被災者への援助 28年4月に発生した熊本地震に対応するため、地震発生後、弁護士会・司法書士会等と協議し、被災者への迅速かつ適切な法的サービスを実施するための方策について検討を行った。 同年6月3日に公市された改正総合法律支援法に基づく被支部法律制裁援助について、業務方法書等の規程額の改正作業やマニュアル類の策定。日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るため広報活動などの準備と記定に進め、同年7月1日から円滑に援助を開始した。 また、移動相談車両を利用した巡回相談を実施するなど、利用者への適切な援助の実施に努め、29年5月12日までに、被災者法律相談援助10,142件を実施した。		
4. その他参考情報	ı	·

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業	<b>美に関する基本情報</b>	ž			
3-24	迅速かつ確実な選	経任・選定態勢の確保	Ŗ		
業務に関連する政 策・施策				当該事業 法条文な	事業実施に係る根拠(個別 総合法律支援法第30条第1項第3号(28年6月30日まで),同項第6号(28年7月1日以降) 文など)
当該項目の重要 度,難易度				関連するビュー	する政策評価・行政事業レー
2. 主要な経年デー	ータ				
	<i></i> プット(アウトカ <i>』</i>	ム) 情報			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標基準	準値 26年度	27年度 2	8年度 29年	年度     26年度     27年度     28年度     29年度
定期的な協議を実 施した支部を含む 地方事務所の数	支部を含む全 61 地方事務所	1地方事 61地方事 務所 務所	61地方事 6 務所	1地方事 務所	予算額 (千円)       決算額 (千円)       経常費用 (千円)
24時間以内の指名 通知の割合(被疑 者国選弁護事件) (参考指標)		— 99. 7%	99.8%	99. 9%	経常利益 (千円) 行政サービス実施コスト(千円) 従事人員数
(参与1日际)					注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
3. 中期目標期間(	の業務に係る目標,	計画,業務実績,「	中期目標期間評	価に係る自己評値	評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
名通知	青求を受けてから裁		Fるまでの時間		けるなどして, 迅速かつ確実に, 国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指 体的な指標を策定した上で, 迅速・適切な指名通知を行う。
ア 迅流 事業 <sup>4</sup> イ 裁判	速かつ確実に国選弁 F度に1回以上,定 削所からの国選弁護	・護人及び国選付添力 E期的な協議の場を記	くの選任並びに 没ける。 青求を受けてか		加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各法補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件について

:な評価指標等 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保に向けた取組状況 :援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セン	/ ター評価委員会による記	平価 日本司法	支援センター間	評価委員会による評
務実績	自己評価			見込評価)		(業務実統	
務実績報告書掲載頁:55	評定	В	評定	В	評定	(米切天)	吳印   四 /
195天頃報の音194戦兵・30 選任態勢に関する関係機関との協議	評定に至った理由	l D	評定に至った理			った理由	
		G				のた理由	
中期目標期間を通じて、全ての地方事務所・支部において、毎年度1回以上、関係機関との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設けており、毎年度、前年度を上回る開催回数を達成した。 (関係機関との協議の開催回数(個別事件に関する協議を含む。)) 26年度・489回 27年度・467回 28年度・488回 なお、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について継続的に協議を実施した。 指名通知までの所要時間の短縮 (1) 目標時間の設定 全ての地方事務所において、以下のとおり、指名通知の目標時間を設定した。 ・被最有国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内に設定 ・被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則と4時間以内、遅くとも48時間以内に設定し、その余の地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定 (2) 目標時間の実施状況 全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、お記む和設定された目標・簡別の指名通知を達成した。特に、被疑者国選弁護事件についても、お記む和設定された目標・新たの指名通知を定した。特に、被疑者国選弁護事件に可いては、無務時間終了間際あるいに業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っている。	選に、	いて行われており, いて行われており, いて、指名通知ま を設定され,かつ、神 を大国選手棋, こついても一般を行くに がいた指名通光を事件, いに指名通光を事件に 以上の高水準を達成 この取組を継続する	関地ない。中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、中・は、	こついても、中期目標期 目標時間内の通知が実施 引速な選任が求められる いては、毎年度、99%以 引内に指名通知を行って で、中期目標を達	ののて「所を間さ国上い		

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書 (皿. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項) 様式

1. 当事務及	及び事業	に関する基本	青報										
3-25		裁判員裁判対象	象事件への	対応態勢の	強化・充実								
業務に関連す	する政						当該事業実法条文など		係る根拠(個別				
当該項目の重 度,難易度	重要						関連する政策	策評	価・行政事業レ				
0 子冊44	マケゴ	<i>h</i>											
2. 主要な経		·〃 プット(アウト	カム) 情報	1					②主要なインプット情報(財務	情報及び人員に関す	ろ情報)		
指標等			基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	$\neg$		26年度	2 7年度	28年度	29年度
関係機関と									予算額(千円)				
会を1回り した支部を 方事務所の	と含む地	支部を含む全 地方事務所	61地方 事務所	61地方 事務所	61地方 事務所	61地方 事務所			決算額(千円)				
(参考指標									経常費用(千円)				
裁判員裁判 研修を1回				21地方	36地方	46地方	_		経常利益 (千円)				
施した支部を含む 地方事務所の数			_	事務所		事務所	<u>-</u>		行政サービス実施コスト(千円)				
(参考指標	票)								従事人員数				
0 4 40 11 15	注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載												
中期目標の	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価 中期目標 第4・3(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。 裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。 また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。												
0,	弁護士 の選任態 とともに	勢を充実強化 , 契約弁護士。	裁判所の する。その との連携を	協力を得て, 目的を達する 密接に行うに	全ての裁判 るため,裁判 まか,裁判員	川員裁判対象 川員裁判にも 員裁判の経験	っ適切に対応 食や裁判員裁	し得 :判に	知識・経験を有し,かつ,集中審 る刑事弁護に高い能力を有する常 、関する研修の受講などを登載条件 員裁判対象事件の弁護の経験者と	、勤弁護士を確保し, とする実効性ある裁	実務に即した弁護活制員裁判専用の国選	動についてのノウ/ 弁護人候補者名簿(	ハウ等の蓄積を行う の整備を全国的に行

支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター	評価委員会による評価	日本司法支援センター	·評価委員会による評
業務実績	自己評価		(見込	評価)	(業務実	績評価)
業務実績報告書掲載頁:55	評定	В	評定	В	評定	
1 国選弁護人の選任態勢の充実強化 (1) 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議 中期目標期間を通じて、全ての地方事務所(以下、支部を含む。)において、毎年度1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議(個別事件に関する協議を含む。)を実施した。 (2) 裁判員裁判対象事件用名簿の整備裁判員裁判対象事件用名簿が作成された地方事務所数は、28年度までに33事務所(25年度は20事務所)となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修の受講等を義務付けている。本部における研修の受講等を義務付けている。本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を継続的に実施した。 (3) 裁判員裁判に関する知識・経験の共有裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施した地方事務所は、28年度までに46か所(25年度は10か所)に達している(実施方法は、地方形容が大きないるとは、表別が大きないます。	評している。 一定に対する。 一定に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに	選に着そ 裁の際を第とり性3勤上 に配的 裁,握の導努 に配的 が裁網期,適 前記 かい,判究べ1判と研8弁 いまで研 が裁網期,適 前記 が して、	評定に至った理由 裁判員教別の元 裁判員教別の元 裁判任態勢の正 裁判任態勢の正 表別所教主 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ににのできない。 ににののかいでは、 はない方と、 はないで、	評定に至った理由	

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書 (皿. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項) 様式

	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
3-26	契約弁護士のサー	・ビスの質の向上に	資する取組								
業務に関連する政 策・施策				当該事業実法条文など	施に係る根拠(個別 )						
当該項目の重要 度,難易度				関連する政ビュー	策評価・行政事業レ						
2. 主要な経年デー		[de las				) lite lim (12 l 21 l l l l		or Ide (m)			
	プット (アウトカ		0.7.55	0 F F 0 0 F F	②主要なインフ	ット情報(財務情	報及び人員に関す		0.0左座	0.0左座	
指標等		準値 26年度	27年度 28	8年度 29年度	予算額(千円)		26年度	2 7 年度	28年度	2 9 年度	
研修を1回以上実施した支部を含む 地方事務所の数 (参考指標)		52地方 事務所		56地方 事務所	決算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円) 経常利益(千円)						
					行政サービス実						
					従事人員数						
					注) 予算額, 決算額は支出額			配賦した後の金額を記載			
				西に係る自己評価及	及び日本司法支援センク	一評価委員会によ	こる評価				
中期目標 第4・3(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。									別に契約弁護士に対		
弁護士	会等と連携・協力	ービスの質の向上 して、制度の変更 5等サービスの質の	裁判員裁判に関	掲する知識・経験等	等,契約弁護士が提供で	るサービスの質の	)向上に資する情報	の収集に努め、その	情報を適時適切に	契約弁護士に対して	

主な評価指標等 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター	評価委員会による評価	日本司法支援センター	- 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		(見込	評価)	(業務実	(績評価)
業務実績報告書掲載頁:55 1 説明会の実施等	評定評定で至った理由	В	評定 評定に至った理由	В	評定 評定に至った理由	
全ての地方事務所において、契約弁護士(契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。) に対する説明会又は説明資料(「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護人契約弁護士のしおり」等)の配布を実施した(弁護士会との共催を含む。)。  2 研修の開催等 56か所の地方事務所(支部を含む。)において、中期目標期間を通じて延べ527回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した(弁護士会との共催を含む。)。研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者・被告人国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものなどとした。(開催実績) 26年度:122回 27年度:194回 28年度:211回  3 報酬請求に関する規程等の周知 契約弁護士が関係諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であるため、前記1記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで報酬請求に関する規程等を照会するなどして周知を図った。本部では、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用した。	契約弁護士に対する説明: 要約弁護士に対する説明: 護活動の質の向上に含。 またり実施している。 また,国選弁護報酬の正。 め,元いるほか,接見資料の配本等見資料をにより,請求ののはより、請求の過 資定を確保している。 29年度においても同様の! 施する予定であり,中期目が見込みである。	研修を複数回に 確な請求等のたり規程の周知を や公判時間連絡 防止し、適切な 取組を着実に実	契約弁護士のサービ ため、中期目標期間を 事務所において、契約 会又は説明資料の配方事務 に、56か所の地方事務 延べ527回にわたり、 に関する研修を実施 に関する研修をでった また、正確かつ るため、契約弁護士へ	通じて、全ての地方 弁護士で、全てのおり を実施するとおいまで、 契約弁護士の弁護 のの、会には、 のの、会には、 のの、会には、 のの、会には、 のの、会には、 のの、といいでは、 のの、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、といいでは、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の		
4 事件報告に関する取組 (1) 接見資料による報酬算定 21年に導入した接見資料の制度(※1)の浸透により、契約弁護士による支援センターへの正確な弁護活動報告を推進している。 (2) 公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底させている。 ※1 接見資料の制度 被疑事件の国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている ※2 公判時間連絡メモ 支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項(当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等)を記載して作成するメモ						

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業	. 当事務及び事業に関する基本情報									
3-27	犯罪被害者支援業務の質の向上									
業務に関連する政 策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	総合法律支援法第30条第1項第5号(28年6月30日まで),同項第8号(28年7月1日以降)							
当該項目の重要 度,難易度		関連する政策評価・行政事業レ ビュー								

## 2. 主要な経年データ

①主要なアウトン	プット(アウト	カム)情報	<del>2</del>				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度	
被害者支援連絡協 議会参加地方事務 所の数	全地方事務所	50地方 事務所	50地方 事務所				予算額(千円)					
意見を聴取した 機関・団体数 (参考指標)	_		1,196機関	1,342機関	1,378機関		決算額(千円)					
犯罪被害者支援に 精通している女性 弁護士が複数いる	全地方事務所	50地方	50地方				経常費用(千円)					
弁護士が複数いる 事務所数	王地万事场///	事務所	事務所	事務所	事務所		経常利益 (千円)					
犯罪被害者支援に 精通している弁護 士数	前年度以上	_	3,008人	3,441人	3,663人		行政サービス実施コスト(千円)					
参加した関係機関 主催研修数 (参考指標)	_	_	101回	109回	119回		従事人員数					

注)予算額,決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

## 中期目標 第4・4(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上

犯罪被害者等に対して的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の 援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。

職員の接遇による二次的被害がないよう,犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い,職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。

各地方事務所において,犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は,犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し,更なる増加に努める。

経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。

## 中期計画 Ⅲ・4(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上

- - また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。
  - これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービス の質の向上に努める。
- |イー犯罪被害者支援に関し,犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的 被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。
- ウ 各地方事務所単位において,弁護士会等と連携して,犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ,犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について,複数名を確保した 上で,毎年度,前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ,犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。
- エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう,専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして,より迅速な援助開始,専門的知見を有する適切な 弁護士の選任等に努める。

センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター	- 評価委員会による評価	日本司法支援セン	/ター評価委員会によ
実績	自己評価		(見込	、評価)	(業	務実績評価)
実績報告書掲載頁:60	評定	В	評定	В	評定	
関係団体等との連携と利用者のニーズの把握	評定に至った理由		評定に至った理由		評定に至った理	!由
被害者支援連絡協議会等への参加	関係団体等との連携と	・利用者のニーズの		型握と関係機関との連		
・ 中期目標期間を通じて、毎年度、台風等で中止になったものを除き、全ての地方事務所にお	把握については、被害者	至支援連絡協議会	携に関しては, 中期目	標期間を通じて、台		
	や,それに伴う分科会等		風等で中止となったも			
	全ての地方事務所で関係					
1 是是度 有数条件上表数字形分钟1 4	携維持・強化を図り、『		参加(台風で中止とな			
田屋縣田 の文口味下の仕せ	各地の関係機関・団体で 者の意見、関係機関・B					
	もの息光, 関係機関・E くみ上げ, 業務改善や利		また、全国の地方事			
1回以上設け,利用者のニーズのくみ上げを図った(聴取対象の関係機関数は,中期目標期間を 🛛 🕍	組んだ。	1KEVINIZICAV		関係機関・団体からの		
<b>通じて1,100件を越える水準を維持した。)。</b>		る職員の対応の向上	意見聴取等により、ニ			
	については,利用者から	5寄せられた意見を	組み、利用者等からの	)意見を基に,業務改		
	関係課室で共有し、改善					
上规(x k)、元(x)、 然二(x 如 图 钟序 * 然 # 上 引 声 )、 一 3 图 1	方法により,対応の質の			系る職員の対応の向上		
7 b 7 b 6 b b D 77 c 1 b	だ。また,犯罪被害者5 加え,事務局長や民事活		に関しては、利用者か 支援センター内で共和		1	
[ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加え、事務向氏へ氏事に 員を対象にした二次的初					
また、日本弁護士連合会との定期的な協議開催に加え、利用者に対するアンケート調査結果を	修を実施した。	X口的エ(C内 ) の前	複数実施するなどの耶			
共有し、利用者から寄せられた意見をもとに業務改善等の取組を実施した。	精通弁護士紹介態勢の	)整備については,	精通弁護士紹介態勢			
	日本弁護士連合会及び名	予弁護士会と連携し				
	て、精通弁護士数及びす					
たの事内は対の相を記点した	もに増加させた。また、					
	に紹介する態勢整備のク					
犯罪被害者支援に係る職員の対応向上のための取組	した職員研修を行うなる		検済的に余裕のない  情報提供等に関しては	い犯罪被害者に対する		
犯罪被害者等の心情に配慮した対応の推進	経済的に赤裕のない。 法律扶助制度等を確実し					
本部関係課室、コールセンター及び地方事務所において、本部・コールセンターへ寄せられた [-	するための取組について		者の配置、犯罪被害者			
	ター及び地方事務所、					
	法律扶助制度や日本弁討			<b>終説明等の取組を継</b>		
- かわかはのけょのたよの十年の耳体の氏如	制度に関する説明を徹原		続して実施している。	S I Hermiter to the fo		
20回からましたとすがくでも、時日はキャント 静中時日を広ちってしないりがませずね	ワークを活用して犯罪		これらの取組状況か			
いナスかじしてこれが対字のはよのとなっとなってもの原に関ナスがは、建立と字法	度へ案内できるよう、名		することか見込まれる	) <sub>0</sub>		
( - ) Like the state of the control	リーフレット等を用いた 制度周知を図るなどした					
26年度:5 回 27年度:8 回 28年度:7 回						
<ul><li>その他,犯罪被害者支援に携わる関係機関が開催する研修に参加するなどして,犯罪被害者 /</li></ul>	なるDV,ストーカー,					
等に対応する際の留意点を学習	を対象とする法律相談し	こつき,適切な運用			1	
青通弁護士紹介態勢の整備	に向け、関係機関等との				1	
知思神中老士授には(ス) マルフム港「私は中間日標地間と(ス))マケケ中境地」 00万中土でに	29年度においても同様				1	
0 669 夕 (95 年 時 16050 夕 1巻)	予定であり,中期目標を である。	r 運成 じさ る 見込み			1	
犯罪被害者支援に精通している女性弁護士を全ての都道府県で複数名確保しており、その数は	(0000					
中期目標期間を通じて毎年度増加し、28年度までに842名(25年度比223名増)						
被害者等の個々の状況に応じて弁護士を紹介できるよう,職員研修等の機会において,被害者					1	
対応事例を用いた指導を実施					1	
コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介案件の取次状況を本部と地方事務所担当者・ 事務局長の間で共有					1	
■傍河区の同く共有 精通弁護士紹介に要する平均日数は2日~3日(営業日)の間で推移						
TRACTICE THAT I WIND BE OF LAKET THE CIED						
犯罪被害者等が民事法律扶助等を確実に利用できるようにするための取組						
経済的に余裕のない犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう情報						
共を徹底するため、以下の取組を実施した。					1	
コールセンター>						
2 - ルビンター 犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置 犯罪被害者に適切に対応できるよう研修を実施						

《本部》 コールセンター及び地方事務所(支部含む)での対応に備え、FAQの作成、更新、平易な言葉への修正 ボームページ及びスマートフォン用ホームページの改修、ツイッターでの情報配信等による利便性の向上。 观點被害者等。関係機関の方に制度を正しく理解いただくためのリーフレット、説明資料の作成(地方事務所(支部含む)> 関係機関、目体への業務設明や意見交換、犯罪被害者測問における啓発活動において、リーフレット配布等を消じて、各援助制度の情報を提供、でロレン放告者専門相談の実施、その他全国4か所(特別、課務、京都、兵則)において、非量主会と連携の下、契約清融上の取扱分野の把握に努め、被害の希望に応じた評価報送地の承報・の事報といび投資と目指すため、精治疾患に正登録し、民事法律状则契約、目弁・連索系役別教会としている後を者者が非常上気伸降法との確保に努め、記し、民事法体状则契約、目弁・連索系役別教会としている後者者が非常上の確保に努め、記し、民事法体状则契約、目弁・通索系役別教会としている後者者が非常と対象を表し、民事法体状別契約、以下、サーラ、関本と表情、経過と経過を実施 「カーナー」リニを持ちましている疑いのある方を対象にした新たな法律相談の実施に向けて弁護主会等関係機関と協議を実施		
--	--	--

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書 (皿. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項) 様式

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報													
3-28	被害者参加旅	費等支給業	務の適切な乳	実施										
業務に関連する政 策・施策						当該事業実施( 法条文など)	事業実施に係る根拠(個別 総合法律支援法第30条第1項第6号(28年6月30日まで),同項第9号(28年7月1日 文など)							
当該項目の重要 度,難易度						関連する政策 ごュー	策評価・行政事業レビューシート番号:0005							
2. 主要な経年デー														
①主要なアウト							②主要なインプ	ット情報(財務情	報及び人員に関する		/			
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	- Mr. 45 ( 17)		26年度	27年度	28年度	29年度		
2週間以内の支 給割合 (参考指標)	_	_	99. 2%	99. 9%	100. 00%		予算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円	)						
							経常利益(千円							
							行政サービス実	施コスト(千円)						
							従事人員数							
							注)予算額,決算額は支出額			配賦した後の金額を記載				
3. 中期目標期間の 中期目標 第4・4					評価に係る	自己評価及び	日本司法支援センタ	ー評価委員会に。	よる評価					
	2) 被害者参加)				aya,no,		切にその業務を遂行	する <i>リカ</i> wる。						
					たついては,	これを迅速	に行うため、裁判所	「と密接な連携を <b>図</b>	図りながら,受理か	ら支給までの目標期	間(おおむね2週)	間以内)を定め,実		

主な評価指標等 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況							
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援セン	/ター評価委員会による評価	日本司法:	支援センター語	価委員会による評価
業務実績	自己評価		()	見込評価)		(業務実績	評価)
業務実績報告書掲載頁:60	評定	В	評定	В	評定		
1 裁判所等との連携	評定に至った理由		評定に至った理	!曲	評定に至	三った理由	
裁判所下加え、法務省とも情報を共有し、適切な除費支給のための必要な検討を行い、特に裁判 所職員に向けた制度周知を促進するとともに、旅費等の支給が迅速かつ適切に行われるよう。最高 裁判所事務総局刑事局と随時意見交換を行い、裁判所と協議が必要な事例等を報告するをどして連 さらに、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会と連携し、犯罪被害者支援ニュースを通じて、 被害者参加旅費支給を希望する参加人が適切に制度を利用できるよう。弁護士を対象とした制度周 知にも取り組んだ。 また、制度を正しく理解するための説明資料を作成、更新し、関係機関向けの業務説明に活用した。 2 目標期間の設定・実施 月ごとの請求件数に変動があるものの、これらの取組に加え、継続的にマニュアルの充実を図り、 月3回の送金日を設けることで、裁判所等との協議を要するなどの特段の事情のある請求を除き、 中期目標期間を通じて受理からおおむね2週間以内の支給を達成した。	裁判所や法務省、「連携を深めながら制度の適切な旅費支給に」裁判所等との協議と事情のある週間以内の29年度においても「予定であり、中期目標である。	取り組んだ。 を要するなどの特段の いて、請求書受理から の支給を達成した。 引様の取組を実施する	裁害ない。 我被害者にどい、 我被害が要する。 など、 など、 など、 など、 など、 など、 など、 など、 など、 ない	省、日本弁護士連合会犯 会との連携により、被害 ・内のマニュアルの充とと ・内のマニュアルの充 ・内のマニュアが行を推進 ・力適正な業裁判所等との ・を通じて、裁判所等との ・特段の事情があるものか ・提ね2週間以かの。 ・現している。 ・況から、中期目標を達成			

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(IV. 財務内容の改善に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4-29	自己収入の獲得等									
当該項目の重要度, 難易度	難易度「高」: 寄附収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所の有償受任による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度を「高」とした。									

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)			
	計価対象となる指標							当該年度までの累積値等、必要な情報			
	しょく罪寄附収入		_	18,816千円	34,594千円	52,610千円		(参考指標)			
	一般寄附収入		_	7,980千円	52,319千円	1,916千円		(参考指標)			
	司法過疎地域事務所 における事業収益		_	214,756千円	179,043千円	204, 324千円		(参考指標)			

## |3.中期目標期間の業務に係る目標,計画,業務実績,中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

# 中期目標 第5・1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。

## 中期計画 IV・1 自己収入の獲得等

- (1) 寄附金収入
  - 新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。
- (2) 有償受任等による自己収入
- 司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。
- (3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。

主な評価指標等 自己収入の獲得等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価	(見込評価)	(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:66	評定 B	評定 B	評定
<ul><li>1 寄附金収入獲得への取組</li><li>・ インターネットを利用した募金の導入、クレジットカード決済による募金の可否についてなど、</li></ul>	評定に至った理由	評定に至った理由	評定に至った理由
寄附金獲得に向けた検討会の実施	寄附金収入については,法テラス公式ツ イッター等の新たな通信手段を用いた呼び	寄附金収入に関しては,中期目標期間を 通じて,ツイッターやメールマガジンを利	
・ 使途特定寄附金制度(寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度)	かけや、使途特定寄附金制度(寄附金の使	用した募集広告、使途特定寄付金制度に関	
に関するチラシを新たに作成・配布 ・ 法テラス公式ツイッターやメールマガジン、機関誌「ほうてらす」にて、寄附金募集の記事を	途を特定することで寄附者の意向に沿った	するチラシの作成・配布, しょく罪寄付に	
掲載	活用ができる制度)やしょく罪寄附に関するチラシ等を作成・配布するなど、寄附金	係るポスターの掲示及び契約弁護士へのチラシの配布等、工夫を凝らした取組を実施	
・しょく罪寄附に関するポスターを作成し、地方事務所及び支部の事務所に掲出	獲得に向けた様々な方策を検討、実施した。	し、大口寄附の有無等によって左右される	
・ しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しょく罪寄附制度の周知を徹底	有償受任等による自己収入については、	面は免れないものの、一定の寄附金収入を	
2 有償受任等による自己収入	弁護士数が増加した一方,地方裁判所に係属する民事訴訟事件数が第2期中期目標期	獲得している。 司法過疎地域事務所における有償受任等	
本部で行う研修等において、常勤弁護士に対し、自己収入の確保の必要性や重要性につき講義を	間末から同水準で推移している社会情勢や,	による自己収入の確保に関しては, 常勤弁	
一行うなどして認識させ、常勤弁護士において、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件・国選弁護・ 付添事件について適切に対応した上で、有償事件をより積極的に受任するよう促し、自己収入増大	常勤弁護士にはセーフティネットの役割を	護士に対する研修等を通じた意識付けを継続に実施し、存在を	
を図った。	担う者として,一般の弁護士が取り扱わない困難事件等を積極的に受任することが求	続的に実施し、毎年度、一定の自己収入を   確保している。	
(1) 司法過疎地域事務所における受任事件数の延べ数	められる状況の中で、常勤弁護士に対し、	財政的支援の獲得についても、中期目標	
平成 26 年度	研修等を通じ、自己収入の確保の必要性や	期間を通じて、新設した事務所も含め、地	
民事法律扶助事件 1,137件 1,312件 1,133件	重要性について認識させ、有償事件受任を促進した結果、毎年度、一定程度の受任件	方公共団体等からの事務所用不動産の無償 貸与を継続して獲得している。	
国選弁護・付添事件 690件 623件 557件	数及び事業収益を確保した。	これらの取組状況から、中期目標を達成	
有償事件 727 件 761 件 557 件	地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援については、新設した事務所	することが見込まれる。	
(2) 司法過疎地域事務所における事業収益	の無償提供や、これまでに無償提供を受け		
年度 地域事務所数 事業収益 (単位:千円)	ていた事務所の維持など, 財政的支援の獲		
平成 26 年度 34 か所 214,756	得に取り組んだ。 29年度においても、前記の取組を着実に		
平成 27 年度 35 か所 173,042	実施する予定であり、中期目標を達成でき		
平成 28 年度 35 か所 204, 324	る見込みである。		
3 財政的支援の獲得			
(1) 事務所敷地の無償貸与(カッコ内は地方自治体) ・ 被災地出張所法テラス南三陸(南三陸町)			
・被災地出張所法テラス山元(山元町)			
・ 被災地出張所法テラス東松島(東松島市)			
・ 被災地出張所法テラス大槌(大槌町) ・ 被災地出張所法テラス気仙(大船渡市)			
・ 被災地出張所法テラスふたば (広野町)			
(2) 事務所建物の無償貸与(カッコ内は地方自治体)			
・ 被災地出張所法テラス二本松 (二本松市等) ・ 明石市役所内窓口「パイロット事業としての支援センター案内窓口」(明石市)			
• 鹿角地域事務所(鹿角市)			
・鰺ヶ沢地域事務所(鰺ヶ沢町)			

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(IV. 財務内容の改善に関する事項)様式

1. 当事務	及び事業に関	する基本情報												
4-30		効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫												
当該項目の重要度, 難易度						関連する政策評価・ 行政事業レビュー								
2. 主要な	経年データ								(表情報) (女生度までの累積値等,必要な情報) (表記まる評価) (力の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情) (のつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していなけることによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収 (あることによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収)					
評価対象となる指標		達成目標	基準値	値 26年度		28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報						
中期目標	第5・2(1) 債権管理シ に応じた効率	効率的かつ効果的な システムの導入によっ のかつ効果的な立む	な立替金債権等の管 って得られたデータ 替金債権等の管理・	管理・回収方法 マを活用し, 関 ・回収の取組を	の工夫 ]係部課が十分) 実施する。									
中期計画	次生図①保。集償計援自電コ次生図①②収 3④・65億 のほうでは、100円のでは、100円	給者に係る立替金等 に立替金債権等の	賞還を要すべき者が 管理・「見込みが 管理・回収を行うだける。 ではいで理・のの取組収別でではいいででではいいででではいいででではいいでである。 をいるのではいいではいいではいいできる。 を接助者との連絡を が関する。	いらの立替金金債がない立替金金債がないが変われる。 この立ちを受ける。 このでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでも。 と。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 との	権等の回収には権等については 備する。 をいかした全にした上、不断に 徹底するなど	は、償却も含め 国一律の督促力 に必要な見直し し、被援助者の に応じた償還月	oてその処理を が針を立てて実施 を行う。 )償還に向けた意   額の調整を行い	<ul><li>試計すること</li><li>でする。その</li><li>が、継続的が</li></ul>	とによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収 り実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回 強化する。					

センターの業務実績・自己評価		日本司法支援セ	ンター評価委員会による評価	日本司法支援センター評価委員会による評価		
美	自己評価			(見込評価)	(業務実績評価)	
実績報告書掲載頁:67	評定	A	評定	A	評定	
第三期中期目標期間における償還実績額	評定に至った理	甲由	評定に至った理		評定に至った	た理由
償還実績額は,以下のとおり,増加傾向が続いており,特に,26年12月から導入した償還金引 落口座の対象拡大に伴い,生活用口座からの引落しを推進した結果,償還実績額が拡大した。		業務は資力の乏しい国民を ため, 償還実績を拡大させ		めた7項目の取組を着実に に、特に、26年度から導入		
26年度:101億2,200万円 27年度:104億1,716万円 28年度:108億7,299万円 償還免除及びみなし消滅を実施した債権額も、以下のとおり、45億円以上で推移している。		々な施策を検討の上で実施 ることが求められるが,立		口座の対象拡大により,生 座に登録させる取組を積極		
26年度: 47億7, 857万円 27年度: 47億5, 965万円 28年度: 45億4, 188万円	替金の償還実績	こついては,中期目標期間 頃向を維持した。	的に推進したこ	と等から、28年度まで、毎 額を増加させており、極め		
本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備 初期滞納者督促	より滞納を発生	確実な口座引落しの実施に させないことが重要である	また,回収見	げていると評価できる。 込みの乏しいと判断される		
・ コンビニエンスストアでの支払を可能とした督促(以下「コンビニ督促」) 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送 コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促	引落しを推進し,	12月から生活用口座からの 滞納が発生前の償還確保	による処理を進	,債務免除及びみなし消滅 め,債権管理コストも削減		
コンピニ督化完成スクシュールと合わせた电話管化 コンビニ督化による回収 長期滞納者督化	消することも重	滞納が長期になる前に解 要であるため、口座引落不		な工夫を行い、その効果も		
・ 3 か月以上の長期滞納者を対象に督促状発送 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性	滞納を解消させ	ンビニ督促の実施により、た。併せて、本部における	る成果を上げる	ら,中期目標を大きく上回 ことが見込まれ,前記のと		
(引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など)を考慮 ・償還金滞納者が本部に問合せを行った際に本部償還金口座を案内する運用	的な督促の実施	する各種施策に加え、集中 及び地方事務所における活	おり、評定した。	0		
期間限定督促  ・ ボーナス支給月に合わせた督促 (7月, 12月)	とができた。	より,回収効果を上げるこ 象となる立替金の処理を進				
・ 電話督促強化週間 (年に3~4回) 引落停止督促	めるとともに, 1	家となる立督金の処理を選 回収見込みのない債権を集 ことにより,26年度以降,				
・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い 引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送		を上回る免除を行い,債権				
月額三倍未満督促 ・ 引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の三倍未満となった者に対	以上の取組に	より、償還実績を大きく拡 見込みのない債権を償却す				
し、間もなく完済になることを示して督促状を発送 免除及びみなし消滅	ることにより,	適切な債権管理を行うこと ら、全体として所期の目的				
<ul><li>研修における免除手続きの周知徹底</li><li>本部一括償却(対象:10年間償還がなされていない債権,破産免責となった債権等)</li></ul>	29年度において	成果を達成することができ, も前記の取組を着実に実施 中期目標を達成できる見				
地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施 本部において基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を全国の地方事務所に提示し, 地方事務所が地域の実情等を反映した具体的な管理・回収計画を策定 「債権管理回収の手引き」を全国一律の督促指針として活用 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元	込みである。	下朔日标と 建城 くさ 切 允				
四十州ことの文仏アル領に対する恒遠夫頼領と恒遠割古のケークを遠元被援助者への償還の意識付け強化						
民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底 被援助者配布用「返済のしおり」の見直し 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知						
自動払込方法の多様化						
償還金引落口座の対象を拡大し、生活用口座からの引落しを推進することにより、被援助者の 利便性向上と償還金収入の確保を両立 ゆうちょ銀行用とその他金融機関用に分かれていた引落口座登録用紙の統一 全国事務局長会議等における生活用口座引落しの周知徹底						
ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、 口座登録を促進。 ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送						
被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し,被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額 の設定及び償還猶予・償還免除の案内						

7 初期滞納段階での回収の改善		

1	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価 中期目標 第5・2(2) 償還率の向上 立 替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。    W・2(2) 償還率の向上 回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。											
4-	31											
	易度	ターの収入の大半を占 ターの業務運営の自主 めに償還率を向上させ 難易度「高」: 償還 外部的・他律的要因が	iめ,業務運営の重要 i性・自律性を高める iることは極めて重要 金収入は,支援センジ がある上,資力が乏し	な財政的基礎とだためにも、償還会であることから、 マーの重要な財政	なっている。そし 金収入を確保し, 重要度を「高」 的基礎であると	て,支援セン 増加させるた とした。 ころ,償還率は			行政事業レビューシート番号:0004			
2	横国の重要度											
	議選挙の商上  東東度「高」・養産金収入は、毎年度100個円前級に上っており、国費を総打び支援セン クーの収入の大きな占め、集務監督の高度が対象が基準となっている。そして、支効セン から(福澤を申しとせることは続めて重要であることから、重要形を「高」としる。とか、 建設度「高」・経験や収入は、支援センターの収入の大きな占め、大変をとから、重要形を「高」とした。とから 連絡度 「高」・経験や収入は、支援センターの収入のとことが、最多度(高」とした。 をすることから、電易度「高」とした。  主要な経年アータ  下価対象となる指揮  一 81.48 84.68 86.88 (参考情報) 「当該年度までの累積値等、必要な情報 (参考情報) 「当該年度未までの償還予定額」に占める「当該年度未までの償還金額」(いずれも (財)法律状助協会から承継した立替金債権分を含む。)の創合  中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価  「日標 55・2(2) 償産率の向上 立替を確認の自然といいての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指揮として償還率を定義付けた上、そ の償還予の向上を図る。  「財産・回収が行われたかが検証可能な指揮として償還率を定義付けた上、そ の償還・回収が行われたかが検証可能な指揮として償還率を定義付けた上、そ の償還・の向上を図る。  「本書を定義しまして、助学的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指揮として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、  「と2(2) 償還率の向上 回収見込みのある債権について、助学的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、 日本に対して信選率を定義付けた上、そ の償還率の向上に対して、助学的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する債還実績額の割合)を設定し、 日本に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、											
	償還率	重要度 (高) : 信意を収入は、毎年度100世日前後に上っており、国費を除けば支援セン 皮膜の 20以の大半を占め、業務運営の直接をは解放的基础となっている。そして、支援セン クーの実施運営の目主性・自催性を含めるためにも、構造を含めた 20人で、										
3	<ul><li>・中期目標期間の業務</li></ul>	業務実績、中期目	標期間評価に	係る自己評価及	及び日本司法支	援センター評	価委員会に。	よる評価				
	3. 中別目標別間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本の表を使いて、効率的かつ効果的に管理・回収にかっての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的の上    2. 主要な経年データ											
中	回収見込み上記(1)の取締	のある債権について 組によって, 前年度	以上の向上に努め		われたかについ	いての検証が可	能な指標とし	て償還率(ミ	当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、			

主な評価指標等 償還率の向上に向けた取組状況									$\neg$
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援セ	ンター評価委	員会による評価	日本司法支	援センター評価委員会による語	評価
業務実績	自己評価			(	(見込評価)			(業務実績評価)	
業務実績報告書掲載頁:67	評定	В		評定		В	評定		
当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの」といる。				評定に至った理			評定に至っ	た理由	
償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも(財)法律扶助協会から承継した立 替金債権分を含む。)の割合を募出したところ、25年度の76.6%に対し、26年度は81.4%、27年度は 84.6%、28年度は86.8%と、毎年度、向上した。	立替金回収に関す 償還率は26年度以降 年度においても各種	する各種の施策によ	より, り,29 するこ みであ う	償還率の向上は 的要因がある上, の返済という困! とから,難易度 ろ,毎年度,各れ 上回る償還率を?	については, 資力が乏し 難性が制度的 「高」とされ 種取組を実 類している 状況から,「	的に内在するこ れているとこ 施し,前年度を			

1. 当事務及び事業に関	関する基本情報	
4-32	立替金債権等の管理・回収状況の開示	
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー
2. 主要な経年データ		
評価対象となる指標	大小口描 甘滋は 「00万亩」 0.7万亩 「00万亩	29年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
2 市期日博期関の業績	務に係る目標,計画,業務実績,中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法	
発生年度ご	立替金債権等の管理・回収状況の開示ごとの立替金債権等の管理・回収状況(実績等)や立替金債権等の償還総額等に 立替金債権等の管理・回収状況の開示	関する情報・データを業務実績報告書で開示する。
P 期計画   IV・2(3)   X 発生年度ご	立督金債権等の管理・回収状況の開示 ごとの立替金債権等の管理・回収状況,立替金債権等の償還総額等の基本的なデ	ータについて,業務実績報告書で明らかにする。

な評価指				回収状況の開	示に向けた.	取組状況									
- 40-4	一の業務実績	責・自己評価					_			日本司法支援		委員会による評価	日本司法	支援センター評価委員	
務実績							自己評価				(見込評価	j)		(業務実績評価	j)
	書掲載頁:67						評定		В	評定		В	評定		
		権等の管理・	可収状況,償:	還総額等の基準	本的なデータに	こついては、以下の	評定に至った			評定に至っ			評定に至	った理由	
覧表のとお 民事法律共		経済的に余裕。	がかい者であ	り、月次におり	ナス償還月額‡	)少額であるため,			発生額や管理回			, 償還額, 償還			
				に従い、償還割			収状況等についなお、立替会		提示した。 状況については			r, 毎年度,業務 り,中期目標を			
							年数を経るごと	:に向上し,	18年度と20年度	達成すること	が見込まれる	10			
平成28年度末	現在(平成29年3	月現在)におけるご	Σ替発生年度ごと	の償還等の状況		平成29年3月現在			は80%を超えて れば、18年度か			状況について 割合が向上して			
	<b>士林</b>	/巻、黒 45	勝場中人	4 BA	TH: OX	(単位 百万円)	ら21年度までの	)立替残処理	率は90%を超え,			ための継続的努			
年度	立替金額	償還額 (発生以降累計)	償還割合	免除 (発生以降累計)	残額	立替残処理率			%を超える立替	力の成果と認	められる。				
<b>平</b> 及	1	2	2/1	3	(4) =(1)-(2)-(3)	(2+3)/1	金が処理されて	こいる。							
平成18年度	5,286	4,354	82.4%	555	377	92.9%									
平成19年度	11,078	9,097	82.1%	1,034	947	91.5%									
平成20年度	12,640	10,205	80.7%	1,315	1,120	91.1%									
平成21年度	15,446	11,713	75.8%	2,372	1,361	91.2%									
平成22年度	16,860	11,564	68.6%	3,415	1,881	88.8%									
平成23年度	15,601	10,041	64.4%	3,392	2,168	86.1%									
平成24年度	15,616	9,676	62.0%	3,392	2,548	83.7%									
平成25年度	15,562	8,812	56.6%	3,223	3,527	77.3%									
平成26年度	15,453	7,800	50.5%	3,082	4,571	70.4%									
平成27年度	16,032	5,955	37.1%	2,763	7,314	54.4%									
平成28年度	15,949	1,806	11.3%	829	13,314	16.5%									
、 四括五人	の関係で、数値は	一致しない。													

1. 当事務及び事	事業に関	する基本情報						
4-33		立替金等の悪質な償	賞還滞納者等への対	応の構築				
当該項目の重要度 難易度	Ę,						関連する政策行政事業レビ	平価・
2. 主要な経年ラ	ニータ							
評価対象とな	1:	達成目標	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
								T委員会による評価
中期目標 第5・	3 立	替金等の悪質な償還	還滞納者等への対応	の構築				対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表す
正当	お理由	金等の悪質な償還浴なく償還金を滞納す なく償還金を滞納す する。その対応方針	よる利用者や民事法	律扶助制度を				5り,再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど,本部において統一的な対。。

<b>・ とな評価指標等</b> 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築に向けた取組状況								
を接センターの業務実績・自己評価				日本司法支援も		西委員会による評価	日本司法	<b>支援センター評価委員会による</b>
<b>養務実績</b>	自己評価				(見込評作	価)		(業務実績評価)
終寒績報告書掲載頁:73	評定		В	評定		В	評定	
立替金等の悪質な償還滞納者等への対応について、26年度から27年度にかけて、正当な理由なく償	評定に至った			評定に至った	理由		評定に至	った理由
重要を常納する利用者や民事法律扶助制度を置用する利用者に対し、原則的に新たな援助を行わない等の統一的な対応方針を策定し、27年1月13日に各地方事務所に周知した。 さらに、運用上、新たな問題となった、過去に審納があり、かつ、自己破産等の援助申込みをする かへの対応についても、新たに方策を策定し、27年10月9日に周知した。 また、「相談・受付マニコアル」「審査・ニュアル」等に運用方法を明記し、29年3月6日に各地 了事務所に周知し、統一的な対応方針による対応を促進した。	26年度, 27年 方事務所への ニュアルに対 徹底を促すこ 29年度も統一	宇度に対応方筒 問知を行った。 芯方針を反映 とに努めた。 一的な取組の行	計を策定し、地 また、運用との また、運用との 数底を継続がある見	27年度までは理由なななながまではでは、 1 ののでは、 27年度をできる。 27年度を定	工悪質な償 会を滞納策 分針を第 「相談・受 「相談・3月 りな対応の	還る・付った。 (等) のに (等) のに (で) のに (で) のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに		ラに姓田

1. 当事務	彦及び事業に関	する基本情報						
4-34		財務内容の公表						
当該項目 $\sigma$ 難易度	)重要度,						関連する政策 行政事業レビ	
2. 主要力	に経年データ							
		達成目標	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報
中期目標	第5・4 財 財務内容の	・務内容の公表 )一層の透明性を確保						評価委員会による評価
中期計画	IV・4 財務 財務内容に 算情報の公表	ついて,一層の透明	月性を確保し,国月	そその他の利害	関係者への説明	明責任を果たす	ため,支援セン	センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決

主な評価指標等 財務内容の公表に向けた取組状況									
支援センターの業務実績・自己評価						会員会による評価	日本司法支	援センター評価委員	会による評価
業務実績	自己評価			(	(見込評価)	)		(業務実績評価	)
業務実績報告書掲載頁:73	評定		В	評定		В	評定		
	評定 評定に至った理 業務別セグメン 記載その他の取組 の透明性及び分か 年もこれを継続す を達成できる見込	世由 ノト情報の事 且みにより、 いりやすさを する予定であ	業報告書への 財務内容公表 前進させ,29	評定 評定に至った3 26年度及び27: 書での業務別セ らなかったもの。 務別セグメント・ 上,28年度から。 務別セグメとが、 度においても引	里 田 田 度 に お に お り、報 の 事 を は 情 は 情 は 情 は ま の 事 の 事 に に に に に に に に に に に に に	B では、事業報告 報の開示には業 綾報告書では業 を行っていた 告書において業 しており、29年	評定に至っ		

#### 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に	関する基本情報		
5-35	認知度の向上に向けた取組の充実		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	(参考情報)
	中間対象となる指標							当該年度までの累積値等、必要な情報
	認知度	前年度以上	_	55. 8%	50.6%	56.4%		平成26年度から調査方法を電話調査からインターネット調査に変更した。

#### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第6・1 認知度の向上に向けた取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう,窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ,効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。

#### 中期計画 IX・1 認知度の向上に向けた取組の充実

(1) 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。

(2) 効果の高い広報活動の実施

認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。

(4) 認知度の向上

支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援	センター評価	委員会による評価	日本司法支	で援センター 評価	委員会による評
務実績	自己評価				(見込評価	Б)		(業務実績評	価)
務実績報告書掲載頁:75	評定		В	評定		В	評定		
広報計画の策定	評定に至った	理由		評定に至った	上理由		評定に至	った理由	
実施するなどの仏報活動を実施した。 (2) 認知度調査の結果を分析したところ、低所得者層、高齢者層及び女性の認知度は低く、また、認知経路としては、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、低所得者層、高齢者層や女性が利用すると考えられる公共機関への重点的なアプローチについて、本部で作成する広報活動方針に反映させるとともに、インターネットによる活発な情報配信を実施した。  効果の高い広報活動の実施 (1) ホームページ等を活用した広報 PC版、携帯電話版及びスマートフォン版のホームページを改修し、支援センターの業務案内や利用方法など分かりやすく改善した。 (2) インターネット等を活用した広報 リスティング広告(検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。)を活用し、支援センターの広告を知らない層への広報に努めるとともに、認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別の認知度が低調な地域に重点的にターゲティング広告(コンテンツマッチ広告)を実施した。また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン(月2回程度配信)やツイッター(毎日1回から3回程度配信)で配信した結果、ツイッターのフォロワー数は、29年3月末日現在12、752人に増加した。 (3) 震災法律援助事業の利用促進のための広報 岩手県、宮城県、福島県及び山形県において、被災者に対する震災法律援助事業の利用促進をといる。	事とるな 法一路広にり修利報連し関てし示へ 標度度務とこる効的のと告行わす用活携た係はたやのこ期にも所もとよ果中存しやうかる進をた 関金ャ法配ら歴にのににうの一在てツとりな進をた 関金ャ法配ら配にのよに高ビや高イとやどの実プ と融ンテ等の通名上報認り努いス役いッション・最近で表した。 と   ・	「動度物の大型のでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大り	活果 にがより では できない できない できない できない できない できない できない できない	報がつ 度そ 路や夕の地対い しポ出 の持社は す 以おるな短骨乳がの後来した変素を関でス展認のし会、こるな上がするな配層報高判がが後被を。係は夕等知、ため年れこおの人がなな層報高判がする。係は夕等知、ため年れこおの人が表して、大き、大き、対して、大き、大き、対し、大き、大き、対し、大き、大き、対し、大き、大き、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	、 報報度 動なの燗がお向と の宁示しい票支示昇組入度全こ計活調有方報高な広けけ効 連等やてて期援すし状ま調くれ画動查効針活い地告るた果 携と,いは間で指で沢れ査知ををにのなに動イ域の新テ的 を連法る,をン標いかるにら踏連取結認反にンに実関レな 通携務。27通タとるら、おない事がり見失敗損く女が近と近 じしそ 有しった。, いり	見分野の 大田経さしている。 大田経り、 大田と、 大田を、 、 大田を			

# 日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
5-36		業務運営の体制維持												
当該項目の重要度, 難易度								策評価・ ビュー						
2. 主要力	は経年データ													
評価対象となる指標		<b>並成目標</b> 基準値 2		26年度	2 6 年度 2 7 年度 2		29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等,必要な情報						
	第6・2 業	務運営の体制維持						平価委員会による評価						
中期計画	既存業務の	・設備,人事に関す 業務量の変動及び減の活性化を図るたと	新規業務の追加に。	よる業務量の変 入事評価制度に	を動に応じた施設 と準じた評価制力	設・設備・人的 度などを活用し	体制の確保を[ながら、能力]	を図る。 力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。						

主な評価指標等業務運営の体制維持に向けた取組状況			1				
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績	自己評価			(見込評価	**		(業務実績評価)
業務実績報告書掲載頁:75	評定	В	評定		В	評定	
1 施設・設備の確保 (1) 対象 (株工 株工 教徒 大 株工	評定に至った理由		評定に至った			評定に至	った理由
<ul> <li>(1) 職員の監管に合わせた備品整備を行った。</li> <li>2) 職員数苦しくは業務量の増加に伴う事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合のレイアウト変更を行った。</li> <li>(3) 書類保管方法を工夫し、効率的なスペースの活用を行った。</li> <li>(4) (1)へ3により対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については移転を実施した。</li> <li>26年度 安ま地域事務所</li> <li>28年度 石川地方事務所</li> <li>29年度 (予定) 静岡地方事務所,平戸地域事務所</li> <li>2 人的体制の確保</li> <li>2 人的体制の確保</li> <li>2 人的体制の確保</li> <li>2 人的体制の確保</li> <li>2 大野養皇の変動に応じた人員配置</li> <li>毎年既存業務と新規業務追加による業務量の変化を適切に把握し、27年度には4月期及びその後の人事表動に向い、全事務所を対象とした業務量に応じた大規模な人員の再配置計画を策定し、これらに基づき人事異動を実施した。</li> <li>(2) 能力主義に基づく的確な人事配置</li> <li>国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組を着実に推進した。</li> </ul>	職員数に大きない。	施設・設備の確 務追加による業務 27年度には4月 こ向け,使本事務人 こた大規模な人員 これらに基づき人 の取組を着実に実	変イる 動規置 たた すめ 別題 かんな しい がい かい	にの 任保要配い務い進状ま境の にに置る員てめ況れのを して行 人,いら。備、ていう。備、である整備、のも、いら。備、から、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	には、業務量の変 「、27年度には大 「、など、適正な配 「評価制度に準じ と階的導入に向け の 中期目標を達成 ワークライフバ		